

多摩市障がい者基本計画
(平成 30(2018)～35(2023)年度)

第 5 期多摩市障害福祉計画
第 1 期多摩市障がい児福祉計画
(平成 30(2018)～32(2020)年度)



平成 30(2018)年 3 月
多摩市

○「害」の字における表記について○

多摩市では、心のバリアフリー化を推進するため、「障害」という言葉が、単語または熟語として用いられ、「ひと」を直接的に形容するような場合は、「害」を「がい」と表記するか、または可能な場合には他の言葉で表現しています。

ただし、国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく、制度や施設名、または法人、団体等の固有名詞についてはそのままの表記としています。

はじめに

本計画は、「みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち」を将来都市像として掲げる第五次多摩市総合計画のもと、障がい者が安心して暮らせるまちづくりを推進するための計画です。この計画は、「多摩市障がい者基本計画」と「第5期多摩市障害福祉計画・第1期多摩市障がい児福祉計画」の2つの計画からなり、「多摩市障がい者基本計画」では今後6年間の多摩市の障害施策の基本的な方向性について、「第5期多摩市障害福祉計画・第1期多摩市障がい児福祉計画」では今後3年間の障害福祉サービスの見込み量及びその確保のための方策等について示しています。

多摩市では、身体面の健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できる「健幸都市」の実現を目指しており、本計画の推進によって健幸都市の実現に向けた歩みをさらに進めていきたいと考えています。

近年、日本では「障害者の権利に関する条約」の締結や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行など、障がい者・児を取り巻く法制度は大きく変わってきました。多摩市では、障がいのある方と一緒に、障害者差別解消法の概要や実際に経験した困り事や必要な配慮などをわかりやすくまとめた「心つなぐ・はんどぶっく」作成し、障害理解に向けた取り組みを行っています。

また、全国で進んでいる高齢化について、多摩市も例外ではなく、障害施策においても、ご本人の高齢化や、介護されているご家族などの方の高齢化により、新たなサービスの利用が必要になったり、住まいの問題を抱えていたりする方が増えてきています。加えて、日本各地で起こっている地震や水害などの自然災害などにより、いざという時の不安を抱えている方も多くいらっしゃるかと思います。

今後も障がいのある方が安心して暮らせるよう、生涯を通じて切れ目のない支援を進めるとともに、差別解消や障害理解の取り組みを進め、障がいのある人もない人も分け隔てなく互いに尊重し合う共生社会をつくっていききたいと考えており、市民や当事者をはじめ、事業者、関係団体など幅広い方々のご理解とご協力を、引き続きお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会の皆様をはじめ、障がい者生活実態調査やパブリックコメント等で貴重なご意見やご提案をいただきました多くの市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

多摩市長 阿部 裕行

目次

第1部 多摩市障がい者基本計画

第1章 多摩市障がい者基本計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨・目的	1
第2節 計画策定の背景（制度改正等）	1
1 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の締結	1
2 障害者基本法の改正	1
3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） の制定・施行	1
4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の改正	2
5 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正	2
6 第3次障害者基本計画（内閣府）の策定	2
7 児童福祉法の改正	2
8 発達障害者支援法の改正	2
9 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）の制定・施行	3
10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （障害者総合支援法）の改正	3
11 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 （障害者虐待防止法）の施行	3
12 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の改正	3
第3節 多摩市の現状	4
1 多摩市の人口構成の変化	4
2 障害者手帳所持者数の推移	6
3 障害者手帳を持たないサービス受給者数	10
4 障害者総合支援法に係るサービス給付費の推移	11
5 多摩市の事業所の数	14

第4節 障がい者生活実態調査について.....	15
1 調査の概要.....	15
2 調査の結果（一部抜粋）.....	16
第5節 計画策定の取り組み.....	19
第6節 計画の位置づけ.....	20
第7節 健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現に向けた取り組み.....	22
1 健幸都市（スマートウェルネスシティ）とは.....	22
2 多摩市版地域包括ケアシステムとは.....	22
第8節 計画期間.....	24
第9節 多摩市障がい者基本計画（平成24(2012)年度～平成29(2017)年度） の振り返り.....	25
第2章 基本理念・基本方針・施策の方向性.....	26
第1節 基本理念.....	26
第2節 基本方針.....	26
第3節 計画の体系.....	28
第4節 施策の方向性.....	29
1 相談支援の充実.....	29
2 保健・医療機関との連携強化.....	32
3 障がい児支援体制の整備.....	33
4 生活への支援の充実.....	35
5 日中活動などの社会参加の促進や就労支援の実施.....	37
6 共生社会に向けたまちづくり.....	39
第3章 障がい者基本計画の着実な推進に向けて.....	42
第1節 計画の推進体制.....	42
第2節 計画の進行管理及び評価.....	42

第2部 第5期多摩市障害福祉計画・第1期多摩市障がい児福祉計画

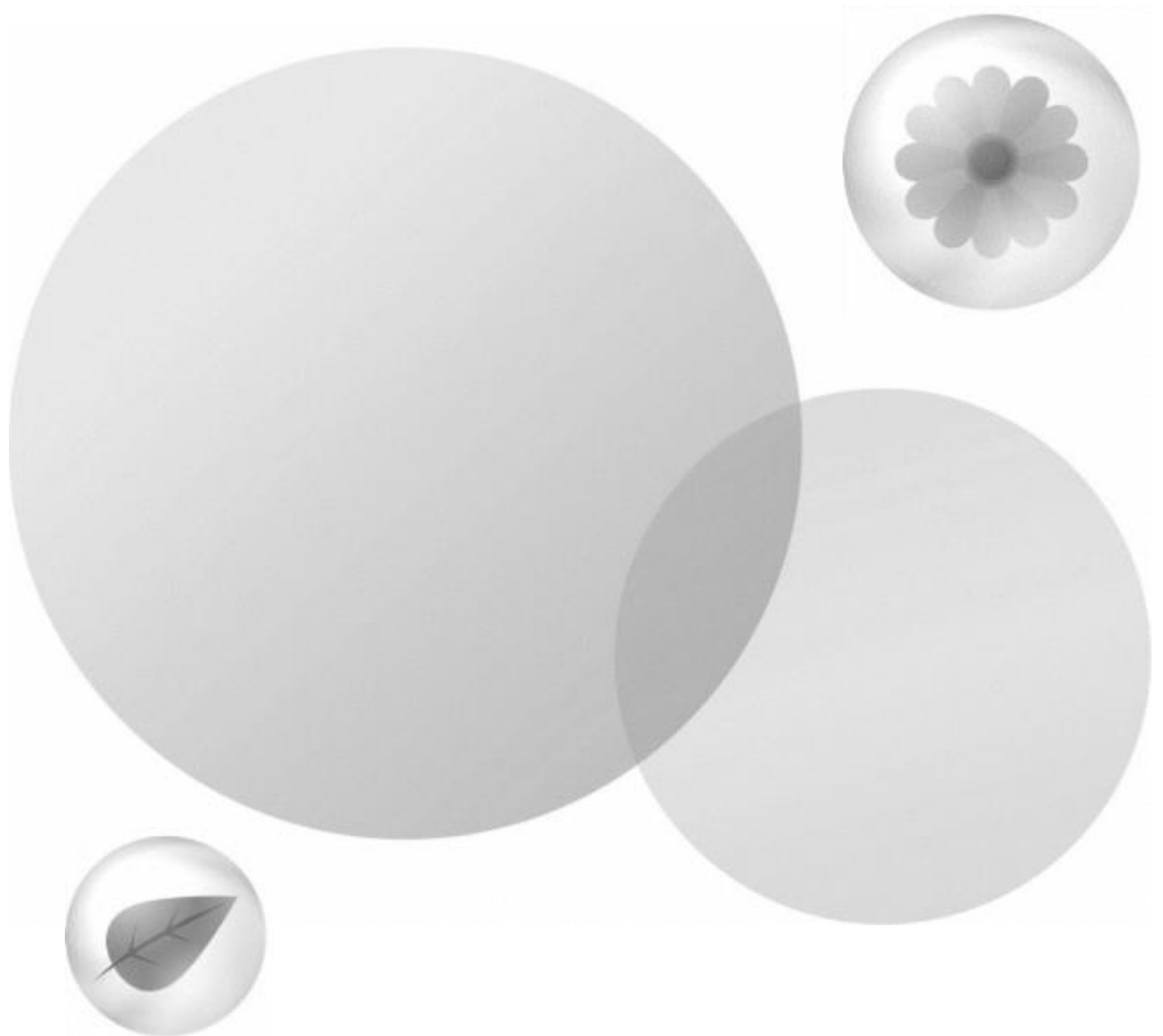
第1章 第5期多摩市障害福祉計画及び第1期多摩市障がい児福祉計画の 策定にあたって	43
第1節 計画策定の目的.....	43
第2節 計画の位置づけと期間.....	43
1 根拠法令	43
2 地域福祉計画及び多摩市障がい者基本計画との関連.....	43
3 第5期障害福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の関連.....	45
4 計画の期間	45
第3節 計画の対象	45
第4節 計画策定への取り組み.....	46
第5節 関連する法律の整備等.....	47
1 障がい者の望む地域生活の支援	47
2 障がい児支援の二一ズの多様化へのきめ細やかな対応.....	47
3 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備.....	48
第6節 第4期障害福祉計画の達成状況	48
第2章 第5期多摩市障害福祉計画	49
第1節 福祉サービス等の提供体制に関する基本的事項.....	49
1 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する考え方.....	49
2 相談支援の提供体制の確保に関する考え方.....	50
第2節 福祉サービス等の確保に係る目標	51
1 施設入所者の地域生活への移行	51
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	52
3 地域生活支援拠点等の整備	52
4 福祉施設から一般就労への移行	53
第3節 指定サービスの見込み量等	55

1	サービス量推計の基本的な考え方.....	55
2	サービス提供体制確保の方策.....	55
3	自立支援給付.....	56
4	地域生活支援事業.....	70
第3章	第1期多摩市障がい児福祉計画.....	81
第1節	障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的事項.....	81
1	障がい児支援の提供体制の確保に関する考え方.....	81
2	障がい児相談支援の提供体制の確保に関する考え方.....	82
第2節	障がい児支援の提供体制の確保に関する目標.....	83
1	障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築.....	83
2	医療的ニーズへの対応.....	84
第3節	指定サービスの見込み量等.....	85
1	サービス量推計の基本的な考え方.....	85
2	サービス提供体制確保の方策.....	85
3	児童福祉法に係るサービス.....	86
第4章	計画の推進に向けて.....	91
第1節	計画の進行状況の管理体制の確立.....	91
第2節	国、東京都への継続的な要請.....	92
あとがき	93
資料編	95
1	障がい者施策のあゆみ.....	95
2	計画策定までの経緯等.....	98
3	多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会設置要綱.....	99
4	多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会委員名簿.....	101
5	多摩市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱.....	102
6	多摩市障がい者基本計画等策定委員会委員名簿.....	104

第1部

多摩市障がい者基本計画

.....



第1章 多摩市障がい者基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨・目的

第五次多摩市総合計画第2期基本計画に基づき、「障がい者が安心して暮らせるまちづくり」に関する施策を推進し、多摩市の障害施策の基本的な方向性を示すために策定するものです。

第2節 計画策定の背景（制度改正等）

1 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の締結（平成26(2014)年1月締結）

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めている条約（障害者の権利に関する条約）で、日本では平成26(2014)年1月20日に条約を締結し、平成26(2014)年2月19日から効力が発生しました。なお、条約の締結に先立ち、「障がい者制度改革推進本部」が設置され集中的に国内制度改革が進められました。障害者基本法の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正など障がいのある人の意見を踏まえた国内法令の整備などが行われました。

2 障害者基本法の改正（平成23(2011)年7月改正、平成23(2011)年8月施行、平成25(2013)年6月改正、平成28(2016)年4月施行）

平成23(2011)年7月に、障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がい者の定義の拡大や、地域社会における共生等や差別の禁止などの合理的配慮の概念が導入されました。それを受け、平成25(2013)年6月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する障害者政策委員会の設置が追加されました。

3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の制定・施行（平成25(2013)年6月制定、平成28(2016)年4月施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定・施行されました。

4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の改正（平成25(2013)年6月改正、平成26(2014)年4月・平成28(2016)年4月施行）

精神障がい者の地域生活への移行（入院医療中心から地域生活中心へ）を促進するため、精神障がい者の医療に関する指針の策定、保護者に対する責務規定の削除や医療保護入院における入院手続等の見直し等を目的に、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正されました。

5 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正（平成25(2013)年6月改正、平成25(2013)年6月・平成28(2016)年4月・平成30(2018)年4月施行）

雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることを目的に、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。

6 第3次障害者基本計画（内閣府）の策定（平成25(2013)年9月策定）

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害者基本法改正を踏まえ、第3次障害者基本計画が策定されました。施策の基本原則の見直しや、制度や社会情勢の変化に対応するために10年の計画期間を5年に見直しを行ったほか、防災対策、差別解消の推進、行政サービス等における配慮の3つの分野を新設することなどを特徴としています。

7 児童福祉法の改正（平成28(2016)年6月改正、平成30(2018)年4月施行）

障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、居宅を訪問して障がいのある児童の発達支援を提供できるサービスの新設、医療的ケアを要する障がいのある児童に対する支援や障がいのある児童のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）などを目的に、「児童福祉法」が改正されました。

8 発達障害者支援法の改正（平成28(2016)年6月改正、平成28(2016)年8月施行）

個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障害の早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国・地方公共団体の責務を明確化することや、発達障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的として、「発達障害者支援法」が改正されました。

9 難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)の制定・施行(平成26(2014)年5月制定、平成27(2015)年1月施行)

難病の患者に対する医療費助成制度に関して法定化することにより、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進などの措置を講ずる、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定・施行されました。

10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の改正(平成28(2016)年6月改正、平成30(2018)年4月施行)

障害者総合支援法施行3年後の見直しとして、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを目的として、「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律」が改正されました。

11 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)の施行(平成23(2011)年6月制定、平成24(2012)年10月施行)

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がい者を現に養護する人に対して支援措置を講ずる、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定・施行されました。

12 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の改正(平成29(2017)年6月改正、施行)

児童に対する虐待の防止、早期発見、保護等について定められ、平成12(2000)年に制定、平成16(2004)年10月、平成20(2008)年4月に改正が行われました。今回の改正では、虐待を受けている児童等の保護を図るため、虐待を受けている児童等の保護者への司法関与を強化する等の措置が講じられました。

第3節 多摩市の現状

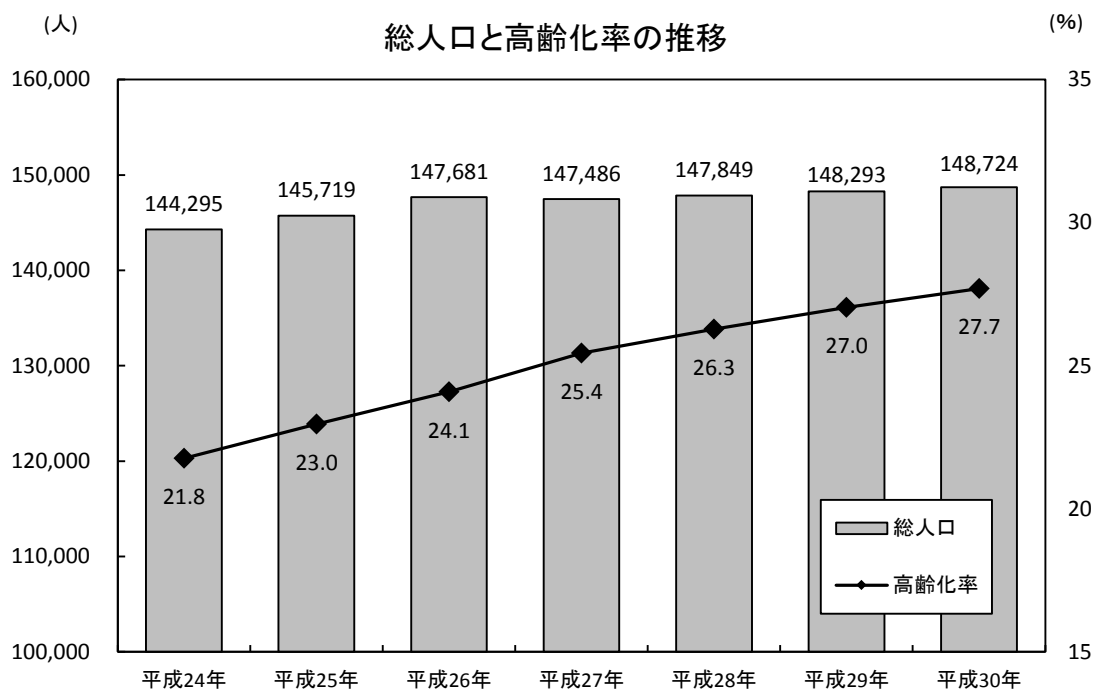
1 多摩市の人口構成の変化

多摩市の人口は、平成30(2018)年1月1日現在148,724人で、近年大きな増減はみられません。

しかし、高齢化率は上昇し続けており、平成24(2012)年からの7年間で5.9%高くなっています。

年齢3区分別人口の推移をみても、15～64歳の生産年齢人口が減り続けているのに対し、65歳以上の高齢者人口の割合が年々高くなっています。

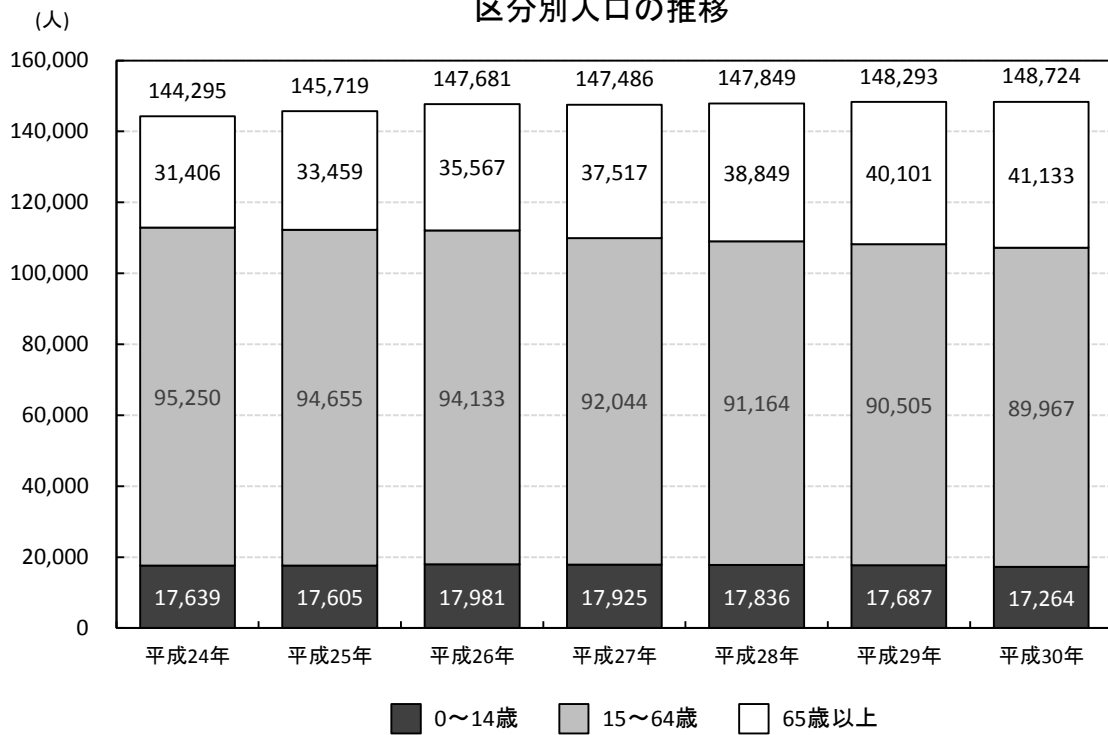
平成39(2027)年までの区分別人口将来推計をみてもその傾向は変わらないことから、生産年齢人口の減少によって市税収入も減ることが予測されます。



平成29(2017)年1月1日現在

資料：住民基本台帳人口

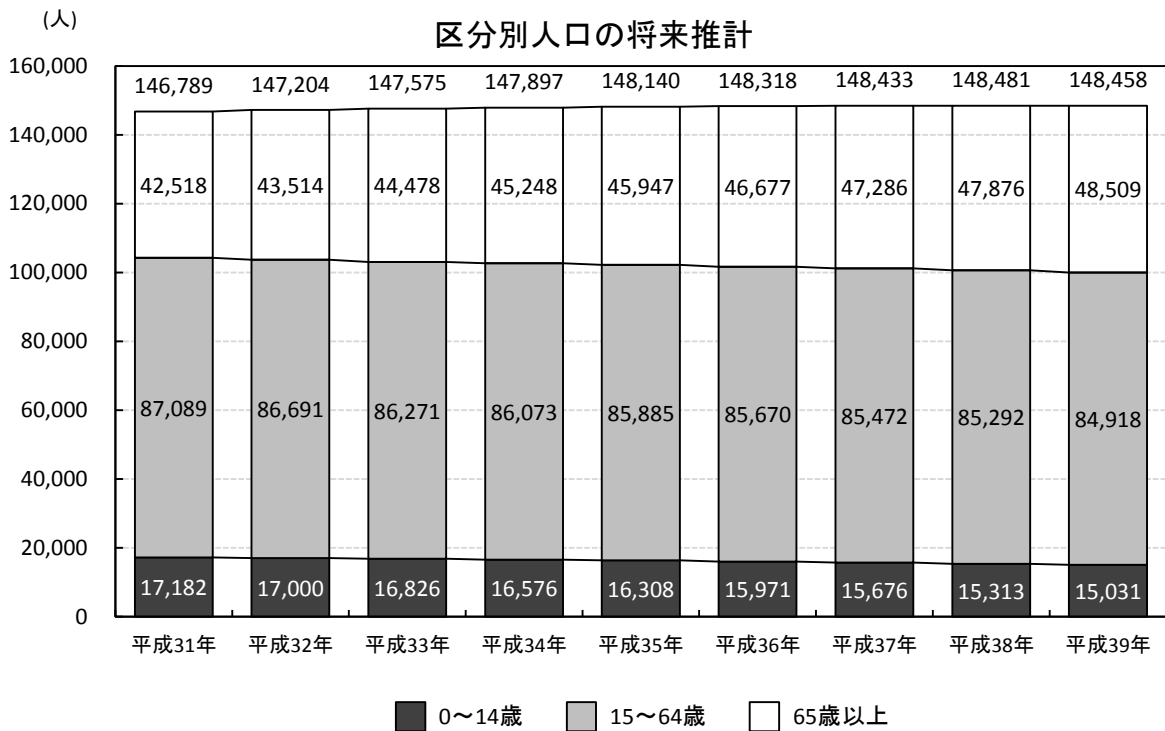
区別人口の推移



各年1月1日

資料：住民基本台帳人口

区別人口の将来推計



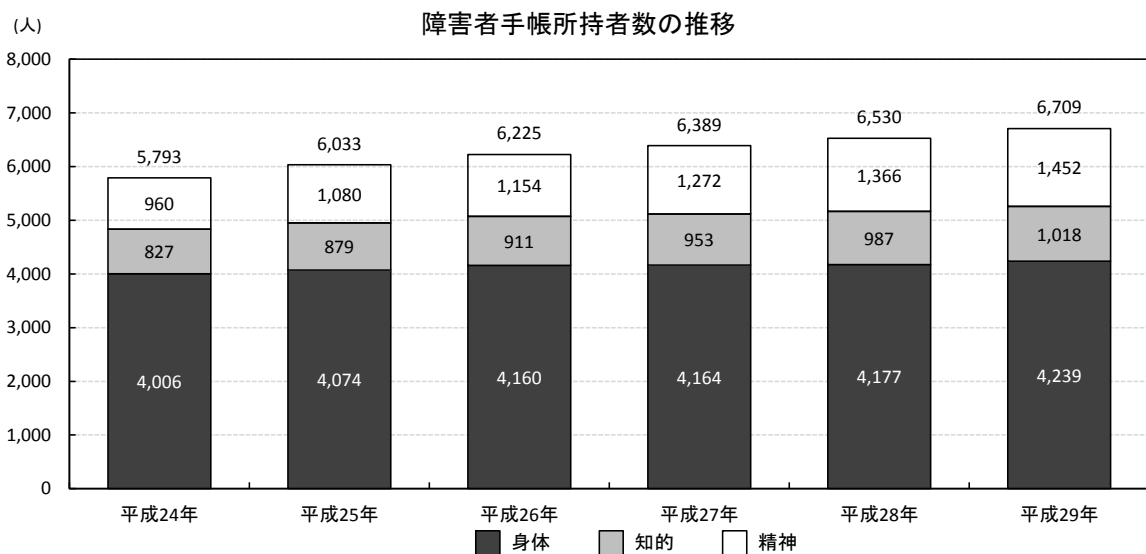
各年1月1日

資料：多摩市将来人口推計（平成29(2017)年度）

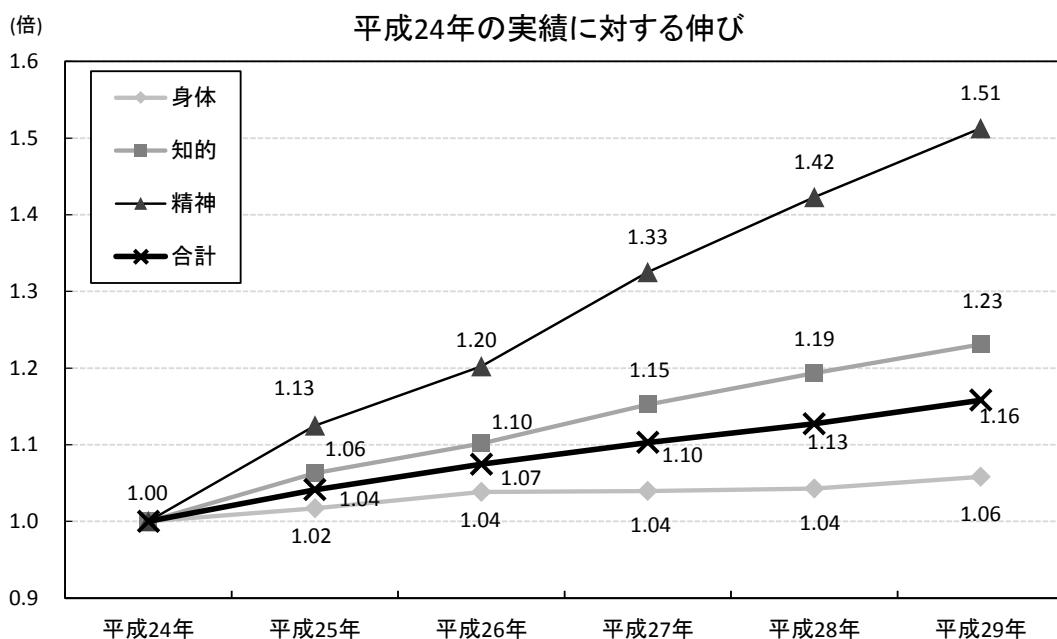
2 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移は以下の表のとおりで、平成 29(2017)年 4月1日現在で 6,709 人となっています。そのうち、身体障害者手帳所持者が 4,239 人で全体の 6割以上を占めており、愛の手帳（知的障がい者・児が対象）所持者が 1,018 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 1,452 人となっています。

障害者手帳の所持者数を、平成 24(2012)年時点と比較した伸び率をみると、全ての手帳所持者数が上昇しており、特に精神保健福祉手帳所持者数は 1.5 倍以上の伸びとなっています。



資料：障害福祉課（各年 4月1日現在）

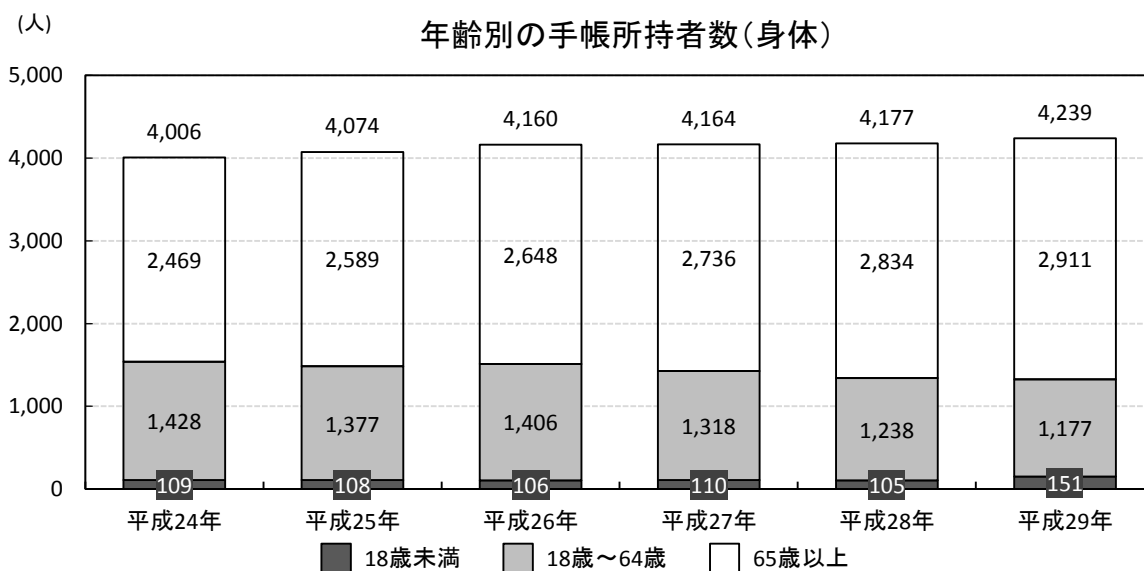


資料：障害福祉課（各年 4月1日現在）

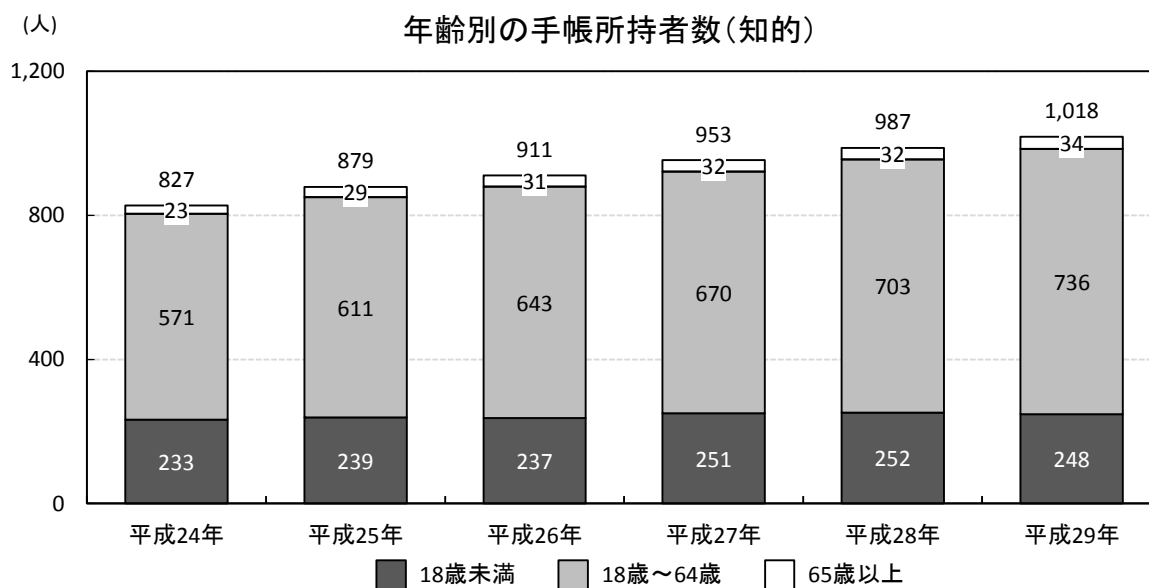
年齢別に各手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者では65歳以上が6割以上を占め、その割合は年々高くなっています。

愛の手帳（知的障がい者・児が対象）所持者の状況を年齢別でみると、18～64歳の方が7割以上を占め、その数も上昇し続けています。

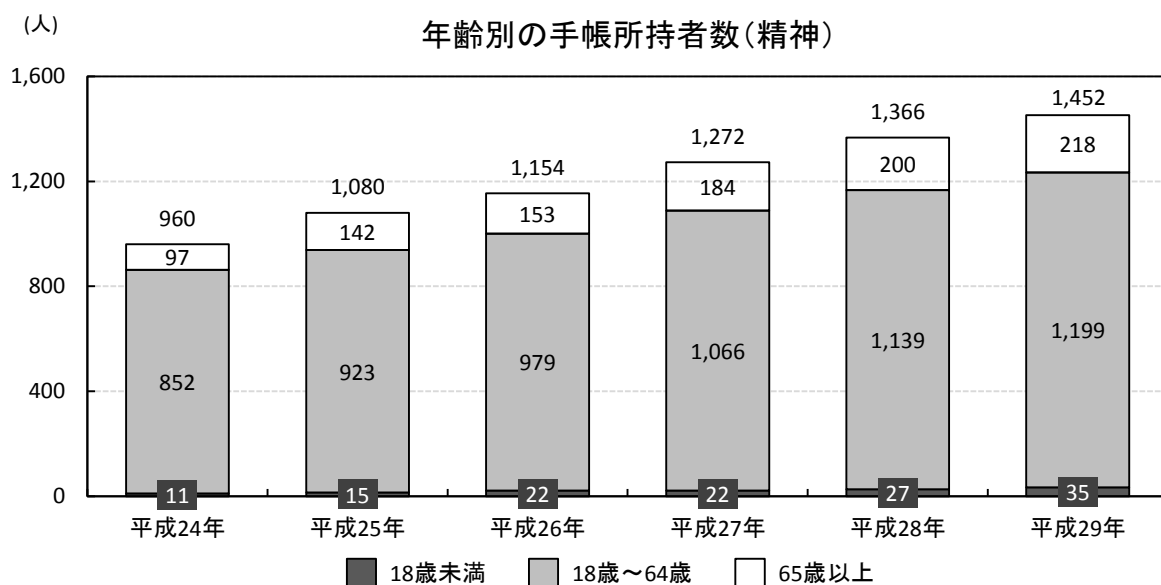
精神障害者保健福祉手帳は、18～64歳の方が約8割を占めていますが、65歳以上の人の割合も増加しています。



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）



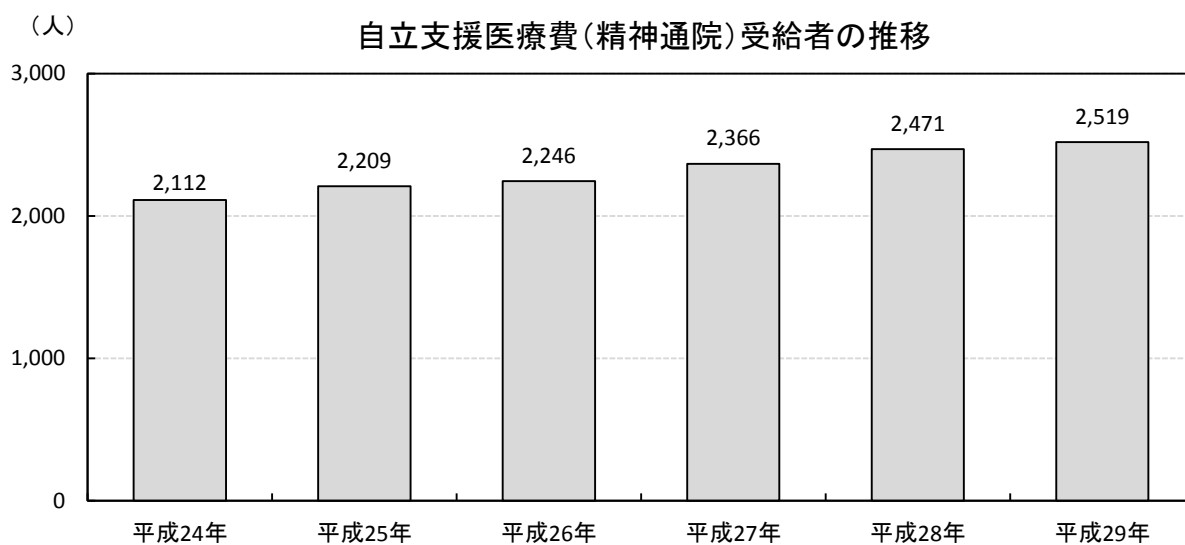
資料：障害福祉課（各年4月1日現在）



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

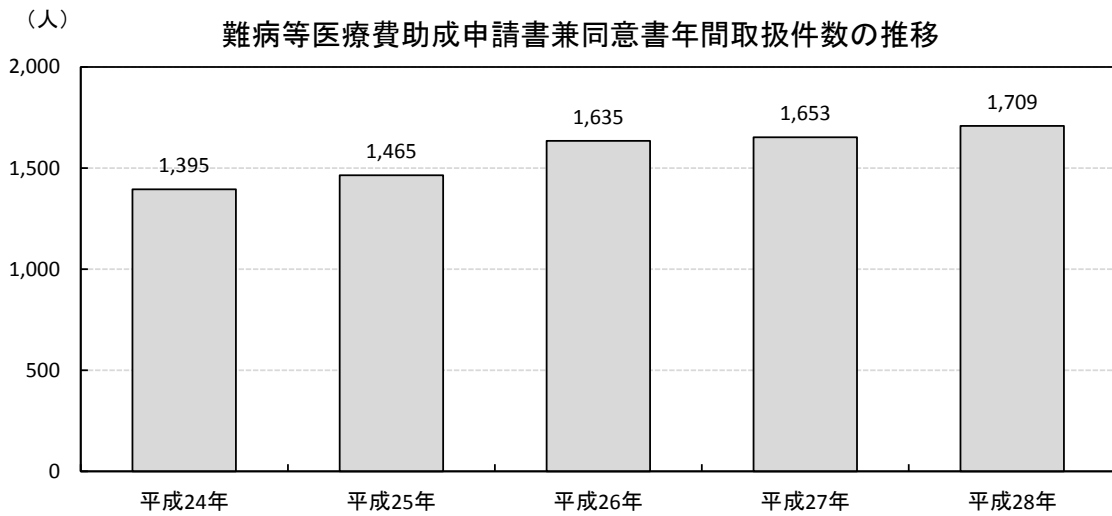
自立支援医療費（精神通院）受給者の状況をみると、ゆるやかに上昇し続けており、平成29(2017)年度は2,519人となっています。

平成24(2012)年度から29(2017)年度にかけては約1.2倍の伸びとなっています。



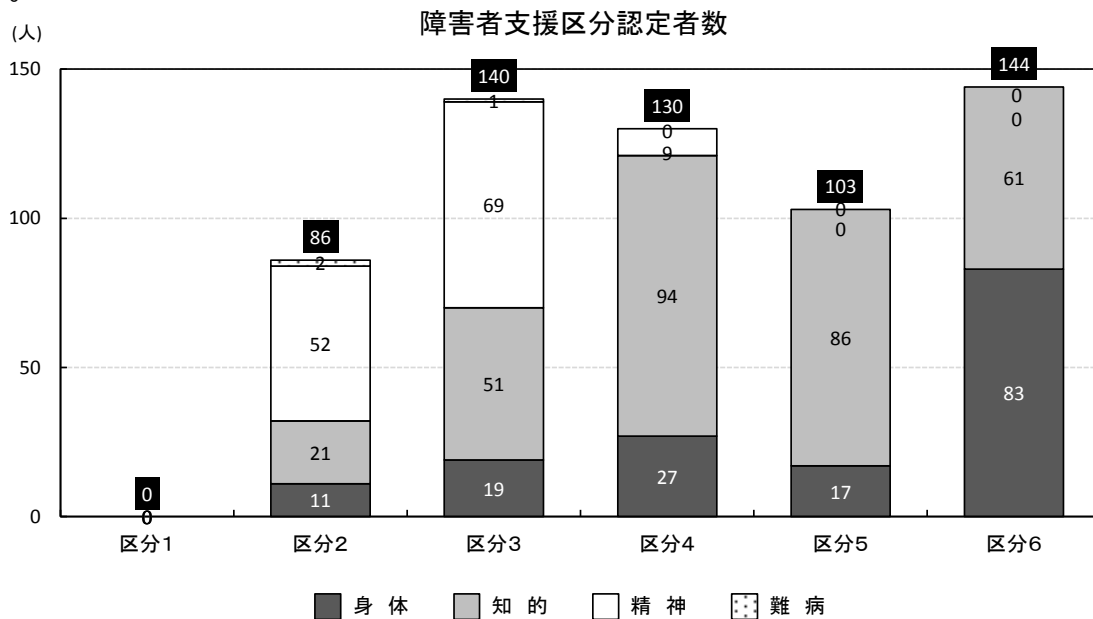
資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

難病等医療費助成申請書兼同意書年間取扱件数は、平成 28(2016)年度では 1,709 件となっており、平成 24(2012)年度から約 1.2 倍の伸びとなっています。



資料：障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

障害支援区分¹認定者数をみると、区分 2、3 では精神障がい者が最も多くなっていますが、区分 4、5 では知的障がい者が、区分 6 では身体障がい者が最も多くなっています。



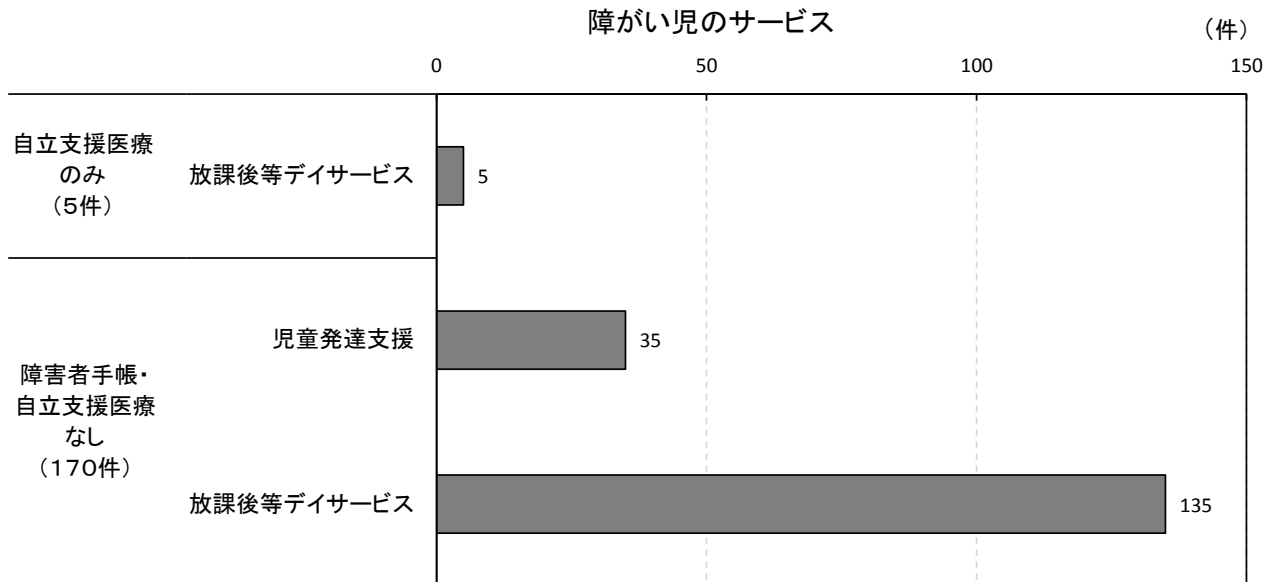
資料：障害福祉課（平成 29(2017)年 4 月 1 日現在）

¹ 障害支援区分：障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に表す 6 段階の区分のこと（区分 1～6：区分 6 の方が必要とされる支援の度合が高い）。区分は、市に設置される審査会において、特定の調査項目による本人への聞き取り調査の結果や医師の意見書等の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市が認定します。障害者総合支援法の障害福祉サービスのうち介護給付の区分に位置づけられるサービスを利用する場合、認定が必要となります。

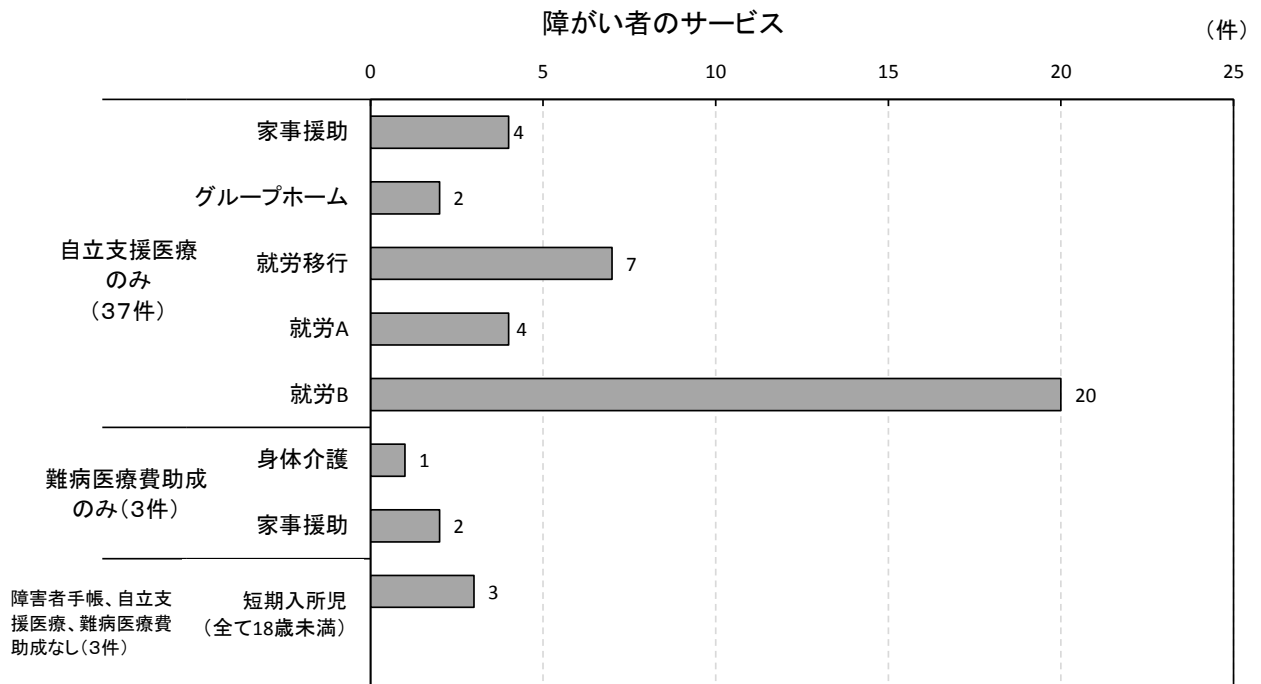
3 障害者手帳を持たないサービス受給者数

障害者手帳を持たない人のサービス受給者数の状況は、児童のサービスでは放課後等デイサービスが最も多く、自立支援医療のみで5件、障害者手帳・自立支援医療なしで135件となっています。

障がい者のサービスでは、自立支援医療のみの人では37件のうち20件が就労継続支援B型となっています。



資料：障害福祉課（平成29(2017)年4月1日現在）

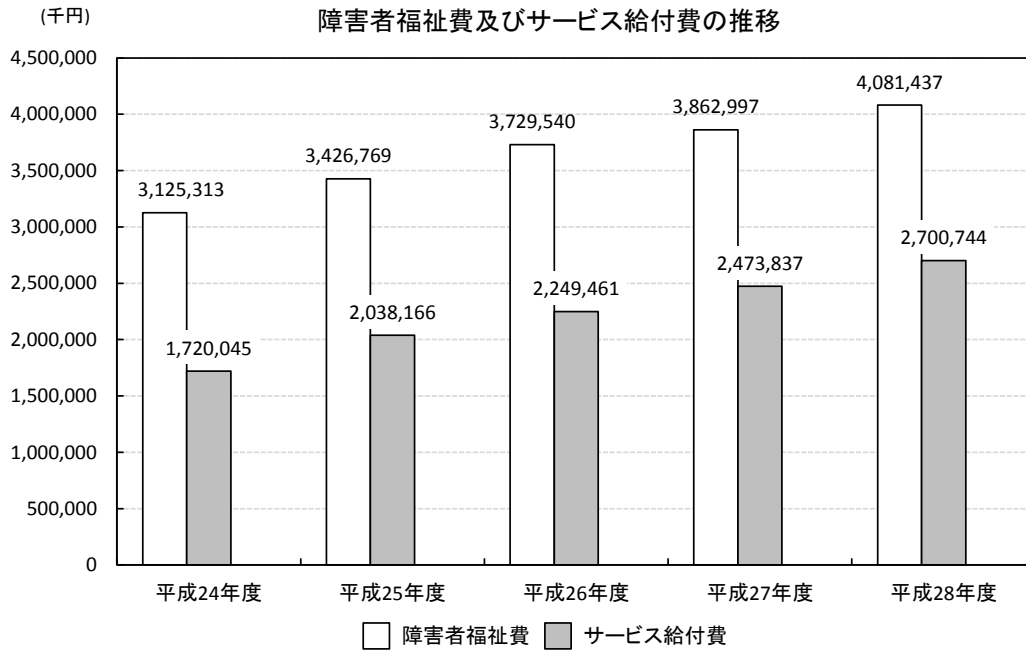


資料：障害福祉課（平成29(2017)年4月1日現在）

4 障害者総合支援法に係る障害福祉サービス給付費の推移

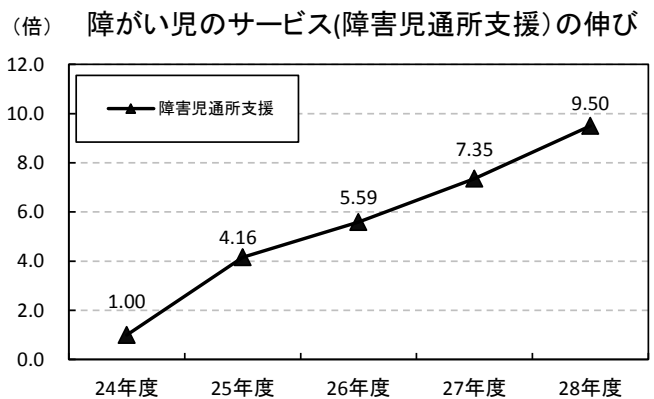
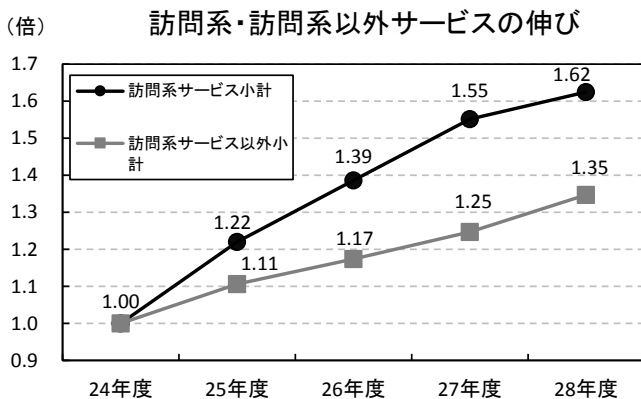
多摩市の一般会計における決算額のうち、障害者福祉費及び障害福祉サービス給付費の推移をみると、一貫して上昇しており、平成 28(2016)年度の障害者福祉費は約 40 億 8,143 万円で、障害福祉サービス給付費は約 27 億 74 万円となっています。

平成 24(2012)年度と比較すると、障害者福祉費で約 1.31 倍、障害福祉サービス給付費で約 1.57 倍の伸びとなっています。



資料：障害福祉課

障害者総合支援法に基づく訪問系サービス、訪問系サービス以外、障害児通所支援の各サービスの小計の平成 24(2012)年度の実績に対する伸びは以下のとおりです。なお、相談支援は、全ての障害福祉サービスでサービス利用計画案の作成が求められるようになった平成 27(2015)年度からの伸び率は 1.29 倍でした。個別のサービスごとの実績は次ページのとおりです。



資料：障害福祉課

障害福祉サービスごとの給付費の推移一覧

(単位:千円)

種別	項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
訪問系サービス	居宅介護	161,497	172,197	148,848	125,306	119,405
	重度訪問介護	185,636	255,390	331,767	417,846	451,119
	行動援護	3,803	4,877	13,080	11,551	9,817
	同行援護	21,693	22,131	22,881	23,450	24,971
	訪問系サービス小計	372,629	454,595	516,576	578,154	605,311
訪問系サービス以外	療養介護	64,374	76,885	78,814	76,281	76,107
	生活介護	461,014	495,017	508,595	530,491	580,828
	児童デイ	1,243	0	0	0	0
	短期入所	39,136	40,806	48,691	47,649	39,182
	施設入所支援	97,363	109,676	119,868	114,897	124,929
	共同生活介護	67,707	73,126	6,504	0	0
	共同生活援助	12,487	12,709	104,784	141,700	154,463
	宿泊型自立訓練	6,154	8,319	4,290	1,360	1,638
	自立訓練（機能訓練）	520	1,185	1,653	1,182	1,070
	自立訓練（生活訓練）	14,029	14,563	4,246	2,874	4,297
	就労移行支援	42,231	51,246	53,976	50,717	54,589
	就労継続支援（A型）	1,817	6,590	17,038	29,090	44,509
	就労継続支援（B型）	385,105	429,577	452,389	491,884	525,215
	訪問系サービス以外小計	1,193,182	1,319,699	1,400,849	1,488,127	1,607,098
障害児通所支援	児童発達支援	7,354	40,632	52,346	48,807	47,082
	医療型児童発達支援	1,093	411	0	0	123
	放課後等デイ	27,690	109,329	149,494	216,858	296,207
	保育所等訪問支援	0	0	0	0	0
	障害児通所支援小計	36,136	150,373	201,840	265,665	343,412
相談支援	計画相談支援	0	1,371	7,533	15,975	21,534
	地域相談支援（地域移行支援）	112	0	0	439	62
	地域相談支援（地域定着支援）	0	0	0	0	0
	障害児相談支援	0	0	0	1,187	1,087
	相談支援小計	112	1,371	7,533	17,601	22,682
総合計		1,602,058	1,926,037	2,126,797	2,349,547	2,578,504

<訪問系サービス>

障害福祉サービスのうち、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスの給付費支払い実績は、居宅介護が減少傾向にあります。重度訪問介護、同行援護は増加傾向が続いています。訪問系サービス全体の合計額では年々増加しており、平成 28(2016)年度は約 6 億 531 万円で、平成 24(2012)年度と比較すると約 1.6 倍の伸びとなります。

<訪問系サービス以外>

障害福祉サービスのうち、障害者総合支援法に基づく訪問系サービス以外の給付費支払い実績をみると、生活介護はゆるやかに上昇し続けていますが、短期入所は平成 26(2014)年度をピークに減少に転じています。共同生活援助は平成 26(2014)年度以降に急増していますが、宿泊型自立訓練や自立訓練（機能・生活訓練）は平成 26(2014)年度以降減少傾向にあります。また、就労継続支援は A 型（雇成型）、B 型（非雇成型）共に増加しており、特に A 型は近年著しく増加しています。児童デイサービスは、平成 24(2012)年 4 月施行の障害者自立支援法の改正により、児童通所支援に一元化され、放課後等デイサービス等が創設されました。また、共同生活介護は、平成 26(2014)年 4 月施行の障害者総合支援法の改正により、共同生活援助に一元化されました。

<障害児通所支援>

障害福祉サービスのうち、児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービス給付費支払い実績は、平成 24(2012)年度と比較して約 9.5 倍になっており、そのうち放課後等デイサービスの平成 28(2016)年度支払い実績は約 2 億 9,620 万円で平成 24(2012)年度と比較すると約 10.7 倍になります。保育所等訪問支援は、平成 28(2016)年度までは市内や近隣市にサービス提供事業所がないことから、実績がなかった状況です。

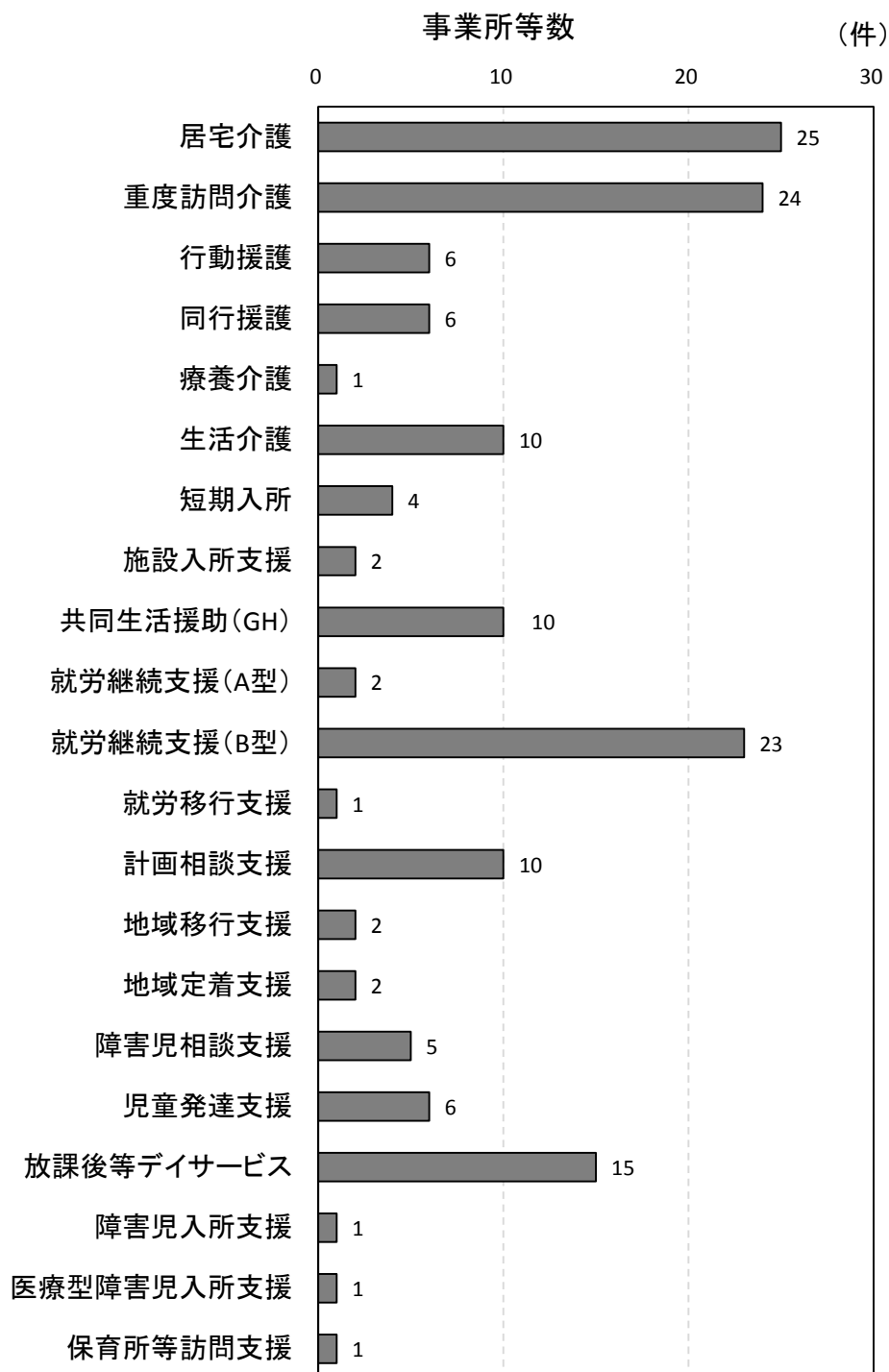
<相談支援>

相談支援全体の支払い実績は、全ての障害福祉サービスでサービス利用計画案の作成が求められるようになったこともありここ数年で急増し、平成 28(2016)年度で約 2,268 万円となっています。地域定着支援は、利用実績がない状況です。

市は、限られた財源の中で、障害福祉経費をはじめとする扶助費が膨らみ続けるなど、厳しい財政状況が続く状況にあります。このことは、市単独で解決できるものではありません。市は、国や東京都に対し財源確保のための法制度改革や支援を継続的に要請し、一層の改善の働きかけを行っていきます。

5 多摩市の事業所の数

平成 29(2017)年4月現在の多摩市内の事業所の数は次のようになっており、居宅介護が最も多く、次いで重度訪問介護、就労継続支援（B型）、放課後等デイサービスの順となっています。



資料：障害福祉課

第4節 障がい者生活実態調査について

1 調査の概要

(1) 経緯

当事者やその家族の方などのニーズ等障害福祉を取り巻く環境について確認するため、おおむね計画策定年度（3年に1度の実施）に「多摩市障がい者生活実態調査」を行っています。調査の結果は計画策定や今後の障害福祉施策における基礎資料とします。

(2) 実施期間

平成 29(2017)年5月 15 日（月）～平成 29(2017)年5月 31 日（水）

(3) 調査の対象者

平成 29(2017)年4月末日現在、多摩市内の以下に該当する方を対象としています。（障害が重複している場合、調査対象の区分は主な障害を対象としています。）

- ①身体障害者手帳をお持ちの方（4,067 名）
- ②愛の手帳をお持ちの方（800 名）
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（1,350 名）
- ④自立支援医療（精神通院医療）の給付を受けている方（964 名）
- ⑤新たに障がい者の範囲に加わった難病患者の方（917 名）
- ⑥手帳をお持ちでなく障害福祉サービスなどを利用している方（184 名）
（高次脳機能障害や発達障害等の精神疾患の方）

<今回の調査における変更点>

上記④～⑥については今回調査で新たに対象とした方です。また、多摩市における調査対象者の総数は、8,282 名となりますが、今回の調査では障がい児・者の生活実態を均一に把握することを目的に各対象者別に 18 歳未満と 18 歳以上に分けたうえで、それぞれ 50%の無作為抽出により、4,141 名の方を調査対象者としました。

(4) アンケート票回収結果

4,141 名に送付し、回収数及び有効回収率は以下のとおりです。

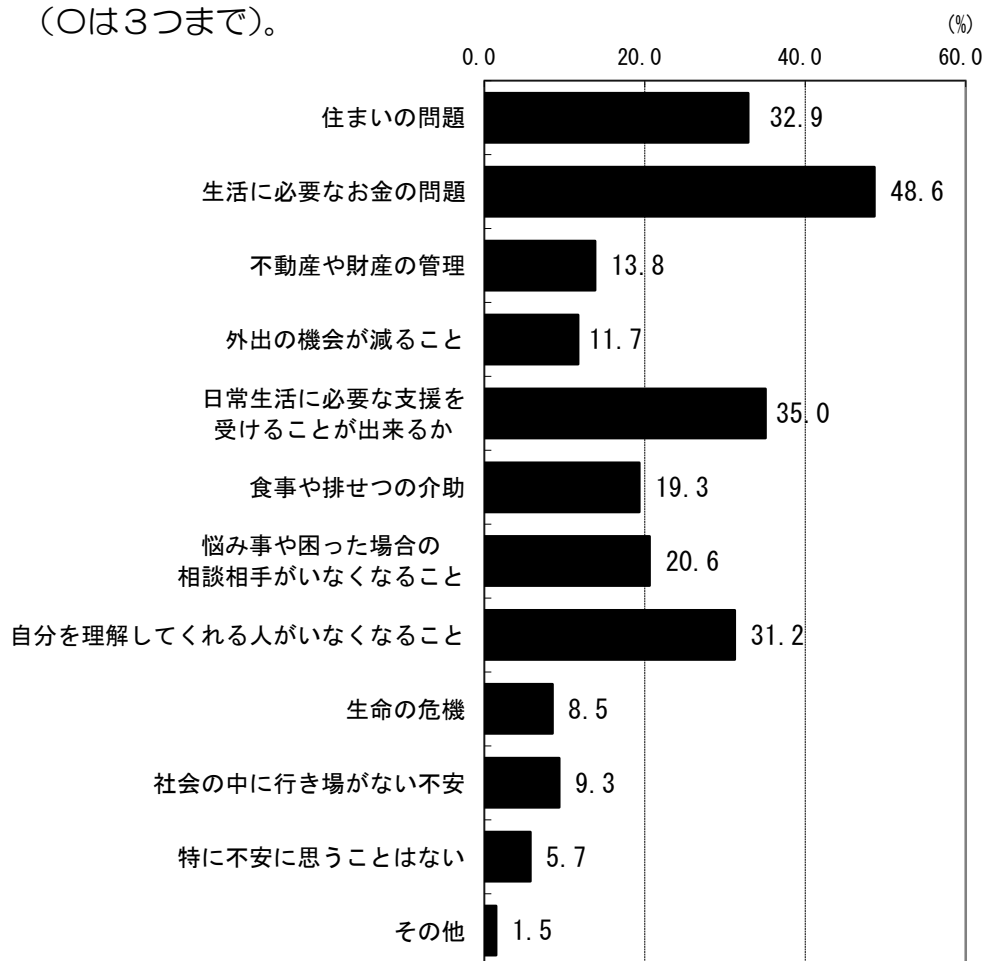
- ・回収数（無効票含む）：1,861
- ・有効回収数：1,855（44.8%）

(5) 結果

過去の調査と同一の項目について、経年で比較した回答結果は従来どおりの傾向でした。なお、課題となっている親亡き後、障害者差別解消法や防災などに関する新設問など特徴のある結果について以下に掲載します。

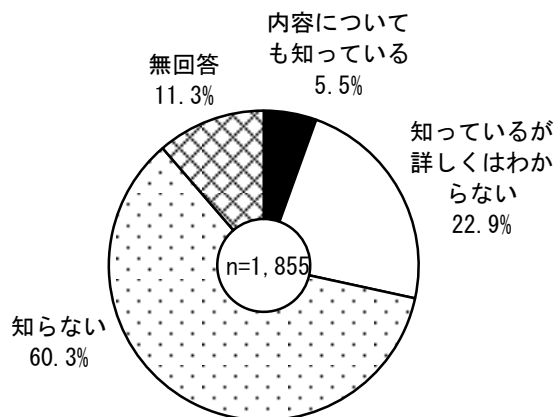
2 調査の結果（一部抜粋）

○もしも自分を主に支援・介助している人（親、兄弟などの親族）がいろいろな事情で介助することが難しくなったりしたらと考えたとき、将来不安になることは何ですか（○は3つまで）。



○あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか（○は1つ）。

		回答数	構成比
1	内容についても知っている	102	5.5%
2	知っているが詳しくはわからない	425	22.9%
3	知らない	1,118	60.3%
	無回答	210	11.3%
	計	1,855	100.0%



○あなたは、地震や火事、水害などの災害の時にどのようなことが必要ですか（○はいくつでも）。

		回答数	構成比
1	災害の発生や避難指示等を障害に合わせてだれでもわかるように知らせてほしい	647	34.9%
2	避難所までの誘導や案内をしてほしい	620	33.4%
3	地域の人から安否確認等の声かけをしてほしい	420	22.6%
4	特別な食事や入浴など障害の特性ごとに対応した避難所の生活環境の整備	373	20.1%
5	オストメイト対応、車いす用、高齢者用などのトイレの整備	341	18.4%
6	避難所での日常的に必要な介護や医療、医薬品、補装具の確保	605	32.6%
7	避難所での手話などのコミュニケーション手段の確保と情報交換	108	5.8%
8	避難所での福祉事業者などとの相談体制の確保	303	16.3%
9	避難所でのヘルパー、介護専門スタッフなどの確保	307	16.5%
10	その他	80	4.3%
11	特に不安はない	263	14.2%

○今後、多摩市の障がい者施策は、特にどのようなことを充実させていけばよいと思いますか（各カテゴリー（表の二重線で分けている部分）で○は1つもしくは無し）。

		回答数	構成比
1	障害者差別解消法に係る国の指針や市職員対応要領に基づく市職員の適切な対応の推進	370	19.9%
2	市民や企業等への障がい者差別解消に向けた理解促進及び啓発	405	21.8%
3	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」の推進	454	24.5%
4	障がい者に適した暮らしやすい公営住宅などの整備促進	328	17.7%
5	地域利用施設の整備	94	5.1%
6	交通機関などの利用を容易にする施策	224	12.1%
7	障がい者と対等の関係づくりや交流を促進するなど、相互理解を深める事業の充実	443	23.9%
8	ボランティア活動の推進	166	8.9%
9	スポーツやレクリエーション、文化活動などの余暇活動支援の充実と参加の推進	170	9.2%
10	初等教育機関における障がい児への教育の整備・推進・実施	168	9.1%
11	障がいのある子どもたちの可能性を最大限に伸ばすような教育の実施	314	16.9%
12	ホームヘルパーやグループホーム、ガイドヘルパーなど生活支援サービスの充実	256	13.8%
13	自立生活に向けた言語訓練や機能訓練などの専門のリハビリテーション	126	6.8%
14	放課後活動の充実	29	1.6%
15	障がい者が働ける配慮のある職場の紹介や情報提供	356	19.2%
16	一般就労へ向けた訓練や就労の定着を図る雇用施策の充実（ジョブ・コーチ等）	157	8.5%
17	生活相談をはじめ就労・就学のための総合的な相談窓口（就労支援センター）の充実	172	9.3%
18	地域活動支援センターも含め、生活介護や自立訓練などの日中活動の場の充実	208	11.2%
19	医療・保健・福祉・教育の連携と一貫した支援の充実	349	18.8%
20	医療費負担の軽減や年金や手当等の経済的援助	663	35.7%
21	障害の早期発見と、早い段階での適切な療育	143	7.7%
22	手話通訳・要約筆記者派遣制度の充実	24	1.3%
23	点字図書・字幕放送などの障害の特性に応じた情報提供の整備・充実	36	1.9%
24	緊急時の連絡手段の確保	172	9.3%
25	地震や台風など災害時の避難や支援体制の強化	279	15.0%
26	障がい者のための身近な相談支援体制の充実	395	21.3%
27	その他	24	1.3%

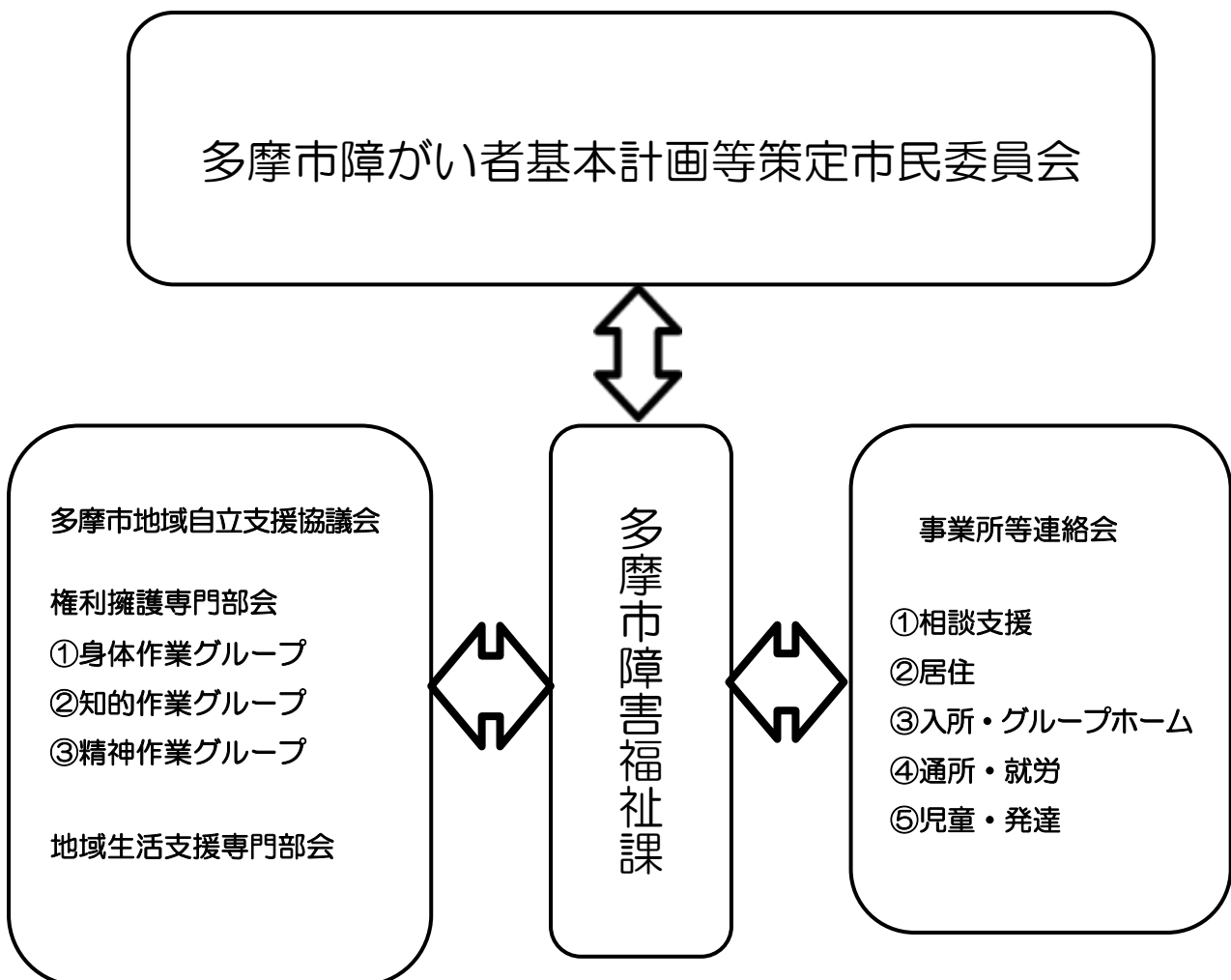
第5節 計画策定の取り組み

本計画の策定にあたっては、平成 29(2017)年5月に「多摩市障がい者生活実態調査」を行い、調査結果を基礎資料としました。

また、学識経験者や障がい者団体あるいは関係機関等からなる多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会を設置して、意見の集約を行い、計画の原案策定作業に取り組みました。

意見の集約にあたっては、障がい当事者の声を集約する多摩市地域自立支援協議会の権利擁護専門部会及び支援担当者を集約する事業所等連絡会を活用し、現状の把握や取り組むべき課題等の専門的事項の検討を行いました。

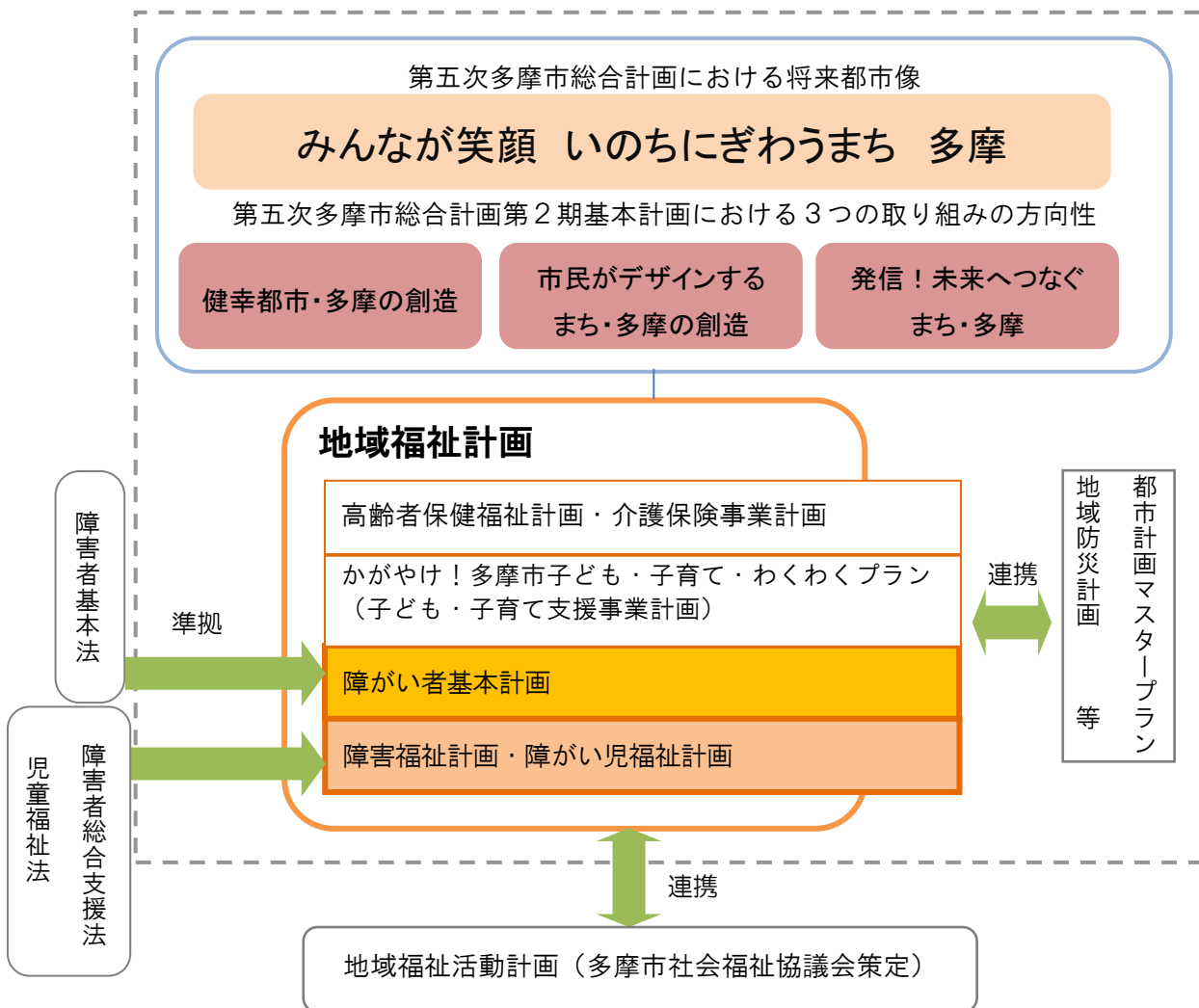
【イメージ図】



第6節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、市町村に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」として策定する計画とします。

また、第五次多摩市総合計画第2期基本計画のもと、「多摩市地域福祉計画」²の関連計画（個別計画）として、位置づけられる計画とします。



² 多摩市地域福祉計画：地域福祉の推進、地域のあり方、地域づくりの方向性を示し、障がい者基本計画、障害福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画などの福祉に関する計画を横断的につなぐ役割をもつ計画。

【参考】障害者基本法（障害者基本計画に関する条文を抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

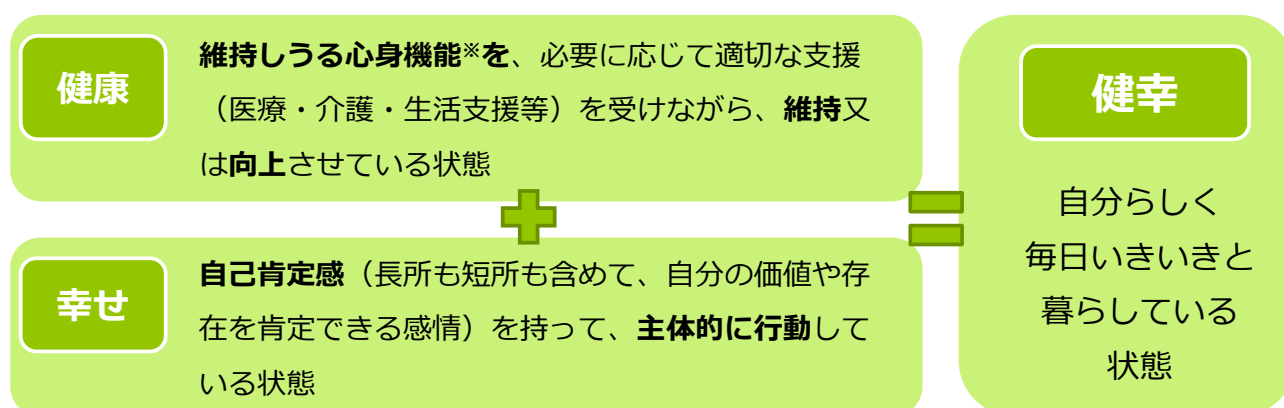
第7節 健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現に向けた取り組み

1 健幸都市（スマートウェルネスシティ）とは

第五次多摩市総合計画第2期基本計画では、3つの取り組みの方向性「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」「市民がデザインするまち・多摩の創造」「発信！未来へつなぐまち・多摩」を定めています。ここでは、特に障がい者基本計画と関係する健幸都市（スマートウェルネスシティ）について説明します。

健幸とは、「健康」と「幸せ」の両方が備わり、自分らしく毎日いきいき暮らしている状態のことで、身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障がいがあっても、子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できるまちが、健幸都市（スマートウェルネスシティ）です³。

定義



^{*}加齢、障害、疾病により、心身機能に制限・困難がある場合においても、その状況下における健康がある

2 多摩市版地域包括ケアシステムとは

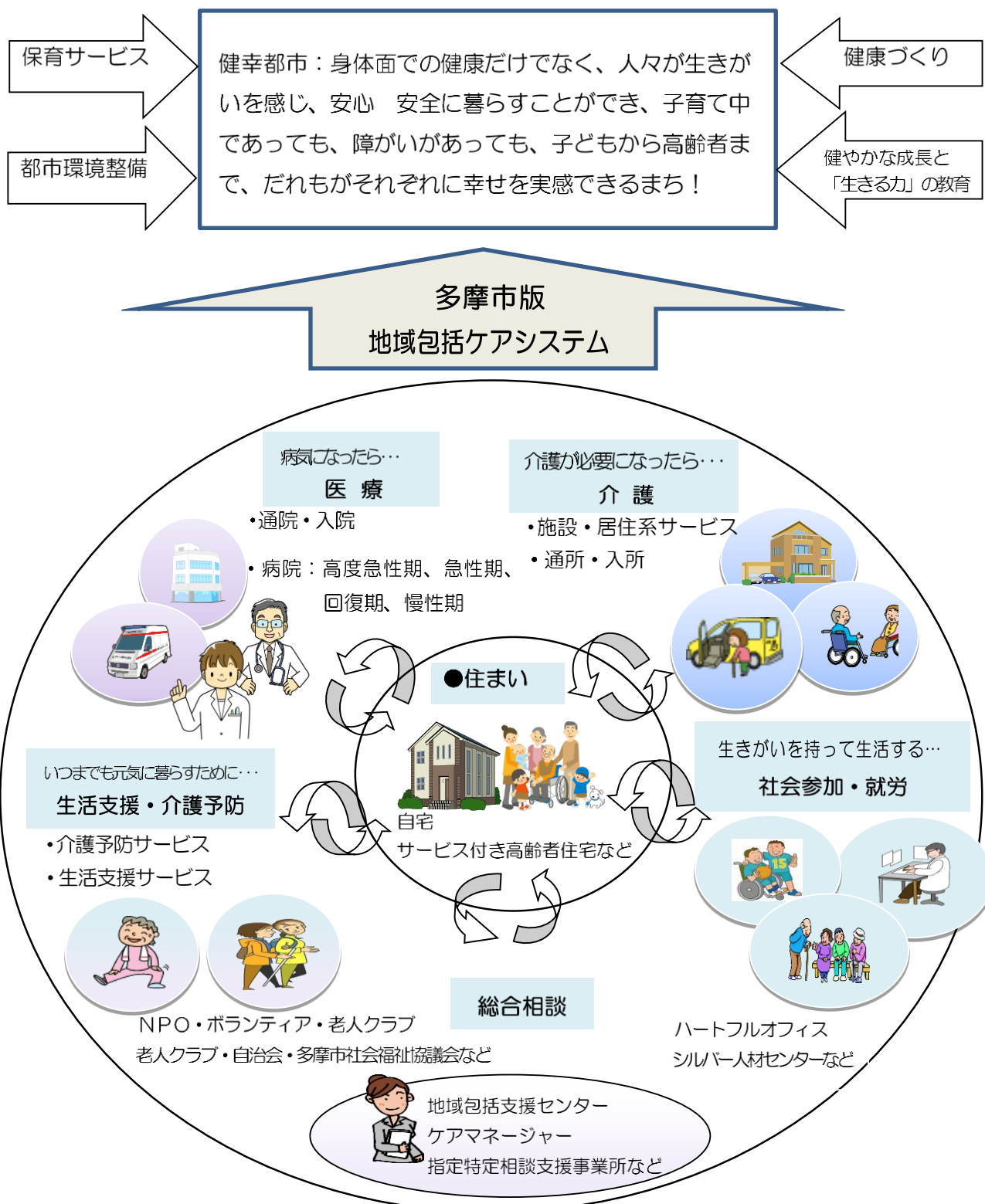
加齢、障害、疾病に伴う心身機能の低下、生活困窮、子育て・子育て上の困難などに直面した際には適切な支援を受けることが必要です。支援を効果的に実施するには関係機関が有機的に結びつき、対象者の生活の場面を想定しながら、支援を切れ目なく一体的に実施することが重要です。（分野内連携と分野横断的連携）

この取り組みは、高齢者支援、障がい者支援、生活困窮者支援、生活保護、引きこもり対策、子育て困難家庭支援、犯罪被害者支援等、何らかの困難を抱える市民を支援する事業全般を対象とします。各分野内で支援者間の連携を図るとともに、部門を超えた支援者間の連携の充実を図り、横断的な相談・支援体制（多摩市版地域包括ケアシステ

³ 第五次多摩市総合計画第2期基本計画 24 ページ参照

ム) の構築を行います。これにより、高齢の親に障がいのある子ども、介護と子育てなど、複数の課題を抱える世帯に対してより有効な支援を提供できることを目指します⁴。

「健幸都市」への取り組みと「多摩市版地域包括ケアシステム」のイメージ図⁵



※厚生労働省資料をもとに一部改編

⁴ 多摩市健幸まちづくり基本方針9ページより引用

⁵ 第五次多摩市総合計画第2期基本計画 64 ページより引用

第8節 計画期間

本計画の計画期間は平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間とします。

なお、障がい者を取り巻く関係法令の動向や、国や都の障害施策の動向等を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。

計画の期間

	平成 24 (2012)	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 33 (2021)	平成 34 (2022)	平成 35 (2023)
総合計画基本構想	第五次計画 基本構想（平成23～42）											
総合計画基本計画	基本計画（1期）			基本計画（2期）								
障がい者基本計画							本計画					
障害福祉計画	第3期		第4期			第5期						
障がい児福祉計画 （障害福祉計画と一体）								第1期				
地域福祉計画												
高齢者保健福祉計画 （介護保険事業計画）	第5期		第6期			第7期						
かがやけ！多摩市子ども・子育て・わくわくプラン（子ども・子育て支援事業計画）※												
地域福祉活動計画 （多摩市社会福祉協議会）	第3次計画					第4次計画						

※平成26（2014）年度までは、多摩市子育て・子育て・子どもプラン（多摩市次世代育成支援行動計画）

第9節 多摩市障がい者基本計画（平成24(2012)年度～平成29(2017)年度）の振り返り

多摩市障がい者基本計画（平成24(2012)年度～平成29(2017)年度）では、「障がい者が暮らしやすいまちづくり」、「ライフステージを見据えた支援体制の構築」、「法改正への対応」の3つの計画策定の視点のもと、「(1) 相談支援」「(2) 保健・医療」「(3) 療育・教育への支援」「(4) 生活への支援」「(5) 就労・日中活動への支援」「(6) まちづくり」の6つの重点目標に基づき、取り組みを推進してきました。

取り組みの推進にあたっては、引き続き庁内各課における情報の共有や、関係機関と連携を強化し、多様な課題を抱えた障がい者世帯への支援、個々に応じた切れ目のない支援に努めました。また、法改正に対応し、障害者自立支援法の施行による給付事業等の支給や、障害者総合支援法等の施行による障害支援区分の導入や難病等が障がい者の範囲に加わったことによる支援、児童福祉法に基づく児童発達支援等への移行などを行ってきました。

そのほか、障がい者を取り巻く環境の変化に合わせ、居宅介護の介護者の確保が難しい場合に自立支援サポーターによる支援を可能とする事業、障がい者が日常生活や災害発生時に周囲に助けを求める手段となるヘルプカードの作成・配布、障がい者雇用を推進するためのハートフルオフィス事業、高次脳機能障がい者に対する相談支援等の強化を図る事業の実施など、様々な取り組みを行ってきました。さらに、多摩市における障害施策の課題の収集や関係機関連携の強化を図るため、多摩市地域自立支援協議会に専門部会（権利擁護専門部会、地域生活支援拠点専門部会）の下部組織や、障害福祉サービス事業所等により構成される連絡会を新たに設置しました。

また、障害者差別解消法が施行されたことに伴い、講演会の実施や障がい当事者の方と一緒に障害の理解・啓発のためのハンドブックを作成し、差別の解消や障害の理解・啓発を図りました。



【ヘルプカード】

第2章 基本理念・基本方針・施策の方向性

第1節 基本理念

本計画では、上位計画である第五次多摩市総合計画第2期基本計画や、多摩市健幸まちづくり基本方針における障害施策に関する方向性を踏まえ、基本理念を次のとおりとします。

障害により分け隔てられることなく、障がい者の人権が尊重され、誰もが支えあいながら安心していきいきと暮らせるまちづくり

障害者権利条約の締結を受け、本計画では、障害は障がい者の個人の責任ではなく社会が作り出しているという「社会モデル」の考え方に立ち、障がい者が暮らしやすいまちを目指します。そのためには、障がい者が障害によって差別されることなく、個人の尊厳が尊重され、地域社会で生活する平等な権利をもち、障がいのある人とない人がともに支えあうことが大切です。

先の計画に基づくこれまでの取り組み状況を踏まえ、第五次多摩市総合計画第2期基本計画に基づいて事業を推進し、健幸都市を実現するため、「安心」と「いきいき」をキーワードに、多摩市の障害福祉の更なる向上を目指します。障がいのある人もない人もともに暮らしやすいまちを目指し、3つの基本方針のもと、今後6年にわたり施策に取り組みます。

第2節 基本方針

本計画では、基本理念を実現するために、次の3つの基本方針を設定します。

- 【基本方針1】 障害があっても差別されることなく安心して生活を送れること
- 【基本方針2】 地域の中で自立していきいきと暮らすこと
- 【基本方針3】 障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくること

【基本方針1】

障害があっても差別されることなく安心して生活を送れること

障害や難病の程度や症状は個人によって異なり、また年齢などによる生活を取り巻く環境の段階（ライフステージ）によっても必要な支援が変わってきます。障害があることによる本人及び家庭の不安・困りごと等を少しでも減らし安心して生活を送れるように、個々に応じた適切な支援を行い、個人の権利の擁護・尊重や、差別の解消、虐待の防止に取り組みます。障害施策を進めていく上で土台となる、障がい者・児が安心して生活を送るための支援を目指します。

【基本方針2】

地域の中で自立していきいきと暮らすこと

適切な医療を受けたり、日中活動や就労などの社会参加をしたりすることで、健康で幸せな状態を維持することができます。障害や疾病があっても自分らしくいきいき暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を強化し、活動の場や就労支援の充実に取り組みます。住み慣れた地域で自立した生活を送り、いきいき暮らすための体制づくりを目指します。

【基本方針3】

障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくること

市が中心となって、市民や企業等が障害や障がい者・児に対する理解を深める取り組みを行い、障害を理由とした差別を解消していきます。障がい者・児が暮らしやすいまちづくりのために、まちや情報のバリアフリー化を推進するとともに、公的な制度だけによらないサービスや支え合いを組み合わせながら、持続可能な障害福祉を推進します。障がいのある人もない人も、ともに育ち、学び、働き、暮らし、お互いに尊重しあい高めあう共生社会を目指します。

第3節 計画の体系

基本理念	基本方針	施策	施策の方向性
まちづくり 障害により分け隔てられることなく、障がい者の人権が尊重され、誰もが支えあいながら安心していきいきと暮らせる	1 障害があっても差別されることなく安心して生活を送れること 2 地域の中で自立していきいきと暮らせること 3 障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくること	1 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談窓口の充実 (2) 特定相談支援事業者の拡充とその支援 (3) 関係機関の連携、情報共有による総合的支援 (4) 障がい者・児支援を行う人材の育成 (5) 権利擁護の推進 (6) 虐待の防止の推進
		2 保健・医療機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害の早期発見、早期支援 (2) 保健・医療機関等との連携強化 (3) 公費医療費助成制度の周知
		3 障がい児支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 発達障がい児に対する支援の充実 (2) 活動の場の充実 (3) 医療的ケア児に対する支援体制の構築 (4) 特別支援教育・学校との連携の強化 (5) 保護者・家族への支援の実施
		4 生活への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域生活への支援の充実 (2) 住宅に関する支援の充実 (3) 高齢化、親亡き後の生活への支援体制の構築 (4) 社会の変化にあった障害支援の実施
		5 日中活動などの社会参加の促進や就労支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な活動の場の確保 (2) 障がい者・児の日中活動支援を行う社会資源への支援の実施 (3) 就労支援の充実 (4) 障がい者雇用の促進、工賃向上に向けた取り組み
		6 共生社会に向けたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 差別解消及び障害理解、啓発の取り組みの推進 (2) わかりやすい情報の提供の推進 (3) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進 (4) 防災対策の推進 (5) 防犯対策の推進 (6) インフォーマル活動への支援、連携の強化

第4節 施策の方向性

1 相談支援の充実

障がい者・児が、地域において安心して自立した生活を送れるよう、身近に相談できる窓口や個人に応じた適切なサービスの提供に重要な役割を持つ相談体制の充実を図り、権利擁護や虐待の防止に取り組みます。ライフステージに応じたサービス利用に向けて、関係機関と連携した総合的な支援を推進します。

(1) 相談窓口の充実

身近な場所で気軽に相談できる場の充実を図るため、市の相談窓口のほか、市が法人等に運営委託している相談窓口「あんど」及び「のーま」（地域活動支援センター）において相談を受け、必要な社会資源やサービスにつなげます。また、身近な相談機関である、民生委員・児童委員や身体・知的障がい者相談員との連携を深め、適切な情報提供や円滑な支援を行います。

さらに、障害者差別解消法（平成28(2016)年4月施行）における障害を理由とする差別の解消に関しては引き続き障害福祉課にて相談を受け、必要に応じて関係機関につなぎます。

また、支援を必要としながら、支援が行き届かない人の発見に努め、必要な支援につなげます。

各種相談窓口の案内を、たま広報や多摩市公式ホームページ、「福祉のしおり」などで広く周知し、一層の充実を図ります。

【担当課：障害福祉課、障害福祉課発達支援室、子育て支援課、児童青少年課、福祉総務課、生活福祉課、健康推進課、高齢支援課】

(2) 特定相談支援事業者の拡充とその支援

平成27(2015)年度から全ての障害福祉サービス等の支給決定に際してサービス等利用計画案⁶の作成が求められています。自ら作成するセルフプラン⁷については、引き

⁶ サービス等利用計画案：障害福祉サービスを利用する障がい者・児の生活を支えるために、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために作成される計画。サービス等利用計画には、相談支援専門員がサービス利用者やご家族等と相談して作成するものと、セルフプランの2種類があります。

⁷ セルフプラン：希望によりサービスを利用する本人や家族、支援者等が自ら作成するサービス等利用計画。

続き市が助言を行うとともに、更なる特定相談支援事業者⁸の拡充を目指し、各方面に働きかけを行います。また特定相談支援事業者の支援、相談支援専門員の質の向上のためケース検討や研修などを引き続き定期的実施します。一方新たに主任相談支援専門員⁹による相談支援事業者の指導・育成の仕組みを検討します。

【担当課：障害福祉課】

（３）関係機関の連携、情報共有による総合的支援

複合的な課題を抱えている障がい者・児や世帯全体として家族への支援が必要な複雑なケースが増加しているため、子育て、高齢支援、生活保護、障害年金等の関係各課や保健・医療・事業所等の関係機関と連携を密に行います。なお、障害施策のみならず、他制度の活用も含め、障がい者・児が地域で生活するにあたっての必要なサービスの提供に努め、本人や家族等の支援者への支援に際し、個別ケース会議や関係機関との連携による情報共有を図り、ライフステージに応じた支援を行っていきます。

また、難病などにより障害者手帳を取得していない人についても、障害者総合支援法に基づくサービスの利用支援を行います。

これらの取り組みは「多摩市版地域包括ケアシステム」の考え方に基づき、横断的相談・支援体制をつくることにより行うものです。

【担当課：障害福祉課、障害福祉課発達支援室、子育て支援課、児童青少年課、生活福祉課、健康推進課、高齢支援課、介護保険課、健幸まちづくり推進室】

（４）障がい者・児支援を行う人材の育成

障がい者・児支援を行う事業所に向けて各種研修の開催情報を提供するほか、事業所等連絡会においてケースの検討や研修を通じ障害に応じた支援や対応が適切に行えるよう、支援の向上を図ります。

また、障害分野での人材不足については、事業所等連絡会などを通じて対策を検討し、関係機関と解消に向けて取り組んでいきます。また、「手話通訳者」などについても研修や情報共有を通して人材の育成を図ります。

【担当課：障害福祉課】

⁸ 特定相談支援事業者：サービス等利用計画を作成する事業者。サービス等利用計画の作成と、一定期間ごとにサービス等利用計画の妥当性を確認するモニタリングを実施します。

⁹ 主任相談支援専門員：事業所や地域において指導的役割を担う、相談支援の仕組みを支える中核的な人材。相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い相談支援の質の確保を図ります。

（５）権利擁護の推進

障がいにより判断能力が十分でない人や判断能力に不安が出てきた人に対して、権利擁護センターを運営する多摩市社会福祉協議会と協力しながら、相談事業や日常的な金銭管理、福祉サービスの利用を支援する「福祉サービス利用援助事業¹⁰」、また判断能力に応じて「成年後見制度¹¹」を適宜活用し、財産管理や安心な日常生活を支援します。成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業については、生活に支障が出る前から知っておくことが安心につながるため、これらの支援を必要とする人だけでなく、親族等に対する啓発を行います。

【担当課：障害福祉課、福祉総務課】

（６）虐待の防止の推進

暴力やいやがらせなどの虐待の未然防止、早期発見、早期対応については、障害者虐待防止法（平成 24(2012)年 10 月施行）や児童虐待防止法（平成 12(2000)年施行、平成 28(2016)年一部改正）に基づき、障害福祉課等を中心として取り組みます。

なお、未然防止の観点から障がい者・児の権利を擁護し、差別解消・障害理解に向けた取り組みを地域自立支援協議会の権利擁護専門部会などで広く進めていきます。また、虐待を受けたと思われる障がい者・児を発見した人は速やかに市に通報もしくは通告しなければいけないことや、通報者が通報等により不利益を受けないことを周知し、事業所等連絡会や庁内の関連部署との情報共有により、早期発見・対応に向けて取り組みます。

【担当課：障害福祉課、子育て支援課、子育て総合センター、健康推進課、高齢支援課、介護保険課】

¹⁰ 福祉サービス利用援助事業：高齢者や障がい者を対象に、福祉サービス利用支援や、金銭管理のお手伝い、大切な書類等を預かるサービス。

¹¹ 成年後見制度：認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な人に対し、本人の行為の代理又は行為を補助する人を選任する制度。

2 保健・医療機関との連携強化

保健・医療機関との連携を強化し、障害や難病（先天的・後天的なものを含む）の早期発見や早期支援に取り組みます。また、公費医療費助成制度の周知や、保健・医療機関等との連携を強化し、保健・医療のサービスが必要な障がい者に対し、継続して適切な支援を行います。

（１）障害の早期発見、早期支援

疾病や障害に依りて、早期から必要な保健・医療サービスが受けられるように、市民に対して適切な情報提供を行います。

先天性の障害や難病について、乳幼児健康診査を実施している健康推進課や医療機関等の関係機関と連携し、発見や気づきのあった障がい者・児に対して早期に支援を行います。

後天性の事故後遺症等による障害や難病について、相談機関や医療機関との連携を図り、早期発見や早期受診の支援を行います。

【担当課：障害福祉課、障害福祉課発達支援室、子育て支援課、健康推進課】

（２）保健・医療機関等との連携強化

疾病や障害、困りごと、ライフステージに依りて適切な支援をできるよう、保健・医療・子育て・教育などの必要な関係機関との連携を行います。

精神障害を含めた障がい者・児の病院・施設などから地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、保健・医療・福祉関係者等により構成される会議を設置し、地域での生活に必要な課題の協議・検討を行います。

【担当課：障害福祉課、障害福祉課発達支援室、子育て支援課、健康推進課、教育センター】

（３）公費医療費助成制度の周知

様々な疾病に依り患された人に対し、小児慢性疾患、難病医療・精神通院医療費等の助成制度を周知し、利用の促進に努めます。経済的負担の軽減と治療の継続を図り、維持しうる心身機能について適切なケアや支援を受けながら維持・向上させます。

【担当課：障害福祉課】

3 障がい児支援体制の整備

乳幼児期から就学・義務教育終了後、将来にわたる自らの暮らしや就労までの切れ目のない支援を提供できるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援事業者等と連携し、障がい児支援の体制をつくります。発達障害に関する相談・支援や、放課後の居場所の充実に取り組むとともに、医療的ケアの必要な障がい児への支援についても検討を行います。

(1) 発達障がい児に対する支援の充実

発達障がい児への支援をより進めていくため、発達に関する総合相談窓口である発達支援室を中心に一人ひとりのニーズや困りごとに対応していきます。発達障害やその心配のある児童や家族の方々の早期発見、早期支援を、関係機関との連携のもと、就学前から就労まで、ライフステージに応じた相談支援を進めていきます。また、発達障がいの診断がされる児童が増加傾向にあり、支援へのニーズが高まっていることから、療育体制の検討を進めます。市が児童発達支援事業を運営委託しているひまわり教室においても、より一層、対象者のニーズや困りごとに対応していけるよう、これまで以上に、市と受託事業者が連携を深めていきます。

【担当課：障害福祉課、障害福祉課発達支援室】

(2) 活動の場の充実

就学前の障がい児について、保育所等において研修などにより職員の要支援児¹²に対する理解を深め、要支援児の受け入れを行っています。また就学後の障がい児は、児童福祉法に基づく放課後活動のニーズが高いため、生活能力向上のための訓練等（療育）を障害福祉サービスとして提供するとともに、学童クラブ（運営は多摩市学童クラブ条例による）においても受け入れを行います。

特に事業所の新規参入が多い放課後等デイサービスでは、国が示す放課後等デイサービスガイドラインを活用し、事業所等連絡会での情報共有も含め、支援の質の確保及び向上を図ります。

【担当課：障害福祉課、障害福祉課発達支援室、子育て支援課、児童青少年課】

¹² 要支援児：障害者手帳を所持していなくても、支援や配慮を要する児童のこと。

(3) 医療的ケア児に対する支援体制の構築

たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な医療的ケア児が、地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関のより一層の連携を図るための協議の場を設けます。市内に医療的ケア児の相談・サービスコーディネートができる機関の設置を検討します。

【担当課：障害福祉課、健康推進課】

(4) 特別支援教育・学校との連携の強化

就学期間については、インクルーシブ教育¹³の考え方にに基づき、児童・生徒の自立と社会参加を見据え、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの整備に努めます。特別支援教育では、多摩市特別支援教育推進計画（平成27年11月策定）に基づき、福祉と教育の密接な連携体制のもと、地域の協力を得ながら必要な支援を進めていきます。また、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会等を通して、引き続き子育て部門や教育委員会と協力・連携強化を図ります。学校卒業後に自立した地域生活が送れるよう、在学中から卒業後の暮らしや就労などの支援を行っていきます。

【担当課：障害福祉課、障害福祉課発達支援室、子育て総合センター、教育指導課、教育センター】

(5) 保護者・家族への支援の実施

家族に対する相談支援や、本人や保護者の事情により一時的に介護が困難となった障がい児を保護する一時保護等のサービスにより、保護者や家族への支援を通して、障がい児の健やかな成長を支えます。

また市立小・中学校の特別支援学級等の児童・生徒の保護者や、複数の障がい児のいる家庭に対して経済的負担を減らすための補助制度、軽減制度の実施、周知を行います。

【担当課：障害福祉課、障害福祉課発達支援室、学校支援課】

¹³ インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。障がいのある人が一般の教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

4 生活への支援の充実

地域で自立した生活を送れるよう、個人の日常生活を支える生活支援の充実を図ります。本人・家族の高齢化や親亡き後にも対応した取り組みを推進し、社会の変化にあった支援を行います。

(1) 地域生活への支援の充実

地域活動支援センター、特定相談支援事業所において、障がい者・児に対するサービスのマネジメントを行うとともに、障害者総合支援法に基づくサービスの実施や経済的負担を減らすための各種助成・給付事業や減免・割引制度の実施、周知を行います。

対象となる障がい者・児に対し、日常生活を容易にするための各種日常生活用具の給付または貸与や、就労その他日常生活を容易にするための補装具の交付及び修理を行います。

外出が困難な人の積極的な社会参加を可能とするため、同行援護や移動支援、ハンディキャブ運行による外出支援を行うほか、電車・バス等の交通機関の利用が困難な障がい者・児に対する交通費助成などの各種助成・割引制度を周知します。

【担当課：障害福祉課、文化・市民協働課、スポーツ振興課、ごみ対策課、下水道課】

(2) 住宅に関する支援の充実

住まいについてのニーズ把握に努め、地域で安心して暮らせる住まいについての支援の充実を図ります。そのため、多摩市の住宅マスタープランで進めている「多摩市住替え・居住支援協議会」の場を活用し、住替え相談会の実施や家主・不動産事業者への理解促進など、賃貸住宅等への円滑な入居を促進します。

ニーズが高いグループホームの充実に向けた整備については計画的に市街地開発された市特有の土地の確保の課題がありますが、公共財産やニュータウン再生により発生する創出用地の活用等の情報提供や、国・東京都の補助制度の活用や市の独自補助による支援を行うことで事業所が整備しやすい環境を整えます。

また、居宅生活をするための住宅設備の改善に関する支援についても引き続き実施していきます。

【担当課：障害福祉課、福祉総務課、都市計画課】

(3) 高齢化、親亡き後の生活への支援体制の構築

障害福祉サービスを利用している障がい者が65歳（特定疾病は40歳以上）に到達する前から、対象者や、高齢支援課、介護保険課、地域包括支援センターなどの関係機関と連携をとり、スムーズに介護保険サービスに移行できるようにします¹⁴。

既存の社会的資源と連携し、障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据えた緊急時の対応、入所等からの地域生活への移行、地域生活を継続するための支援など、基幹相談機能を担う地域生活支援拠点の整備を検討します。

【担当課：障害福祉課、高齢支援課、介護保険課】

(4) 社会の変化にあった障害支援の実施

障がい者・児を取り巻く環境の変化や法改正にあわせ、ニーズを適切に把握し、各種制度の見直しを含め、事業所の協力を得ながら、必要とされるサービス・支援を実施します。

またサービス・支援の周知にあたっては、障害に関する福祉制度を活用するための手続き方法等をまとめた「福祉のしおり」を毎年更新し配布します。

【担当課：障害福祉課】



【福祉のしおり】

¹⁴ 介護保険サービスへの移行：介護保険では給付されない同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行等のサービスや介護保険だけでは不十分と認められるものについては、障害者総合支援法に基づくサービスを利用することも可能です。

5 日中活動などの社会参加の促進や就労支援の実施

障害の特性により、個々の状況に応じて日中活動などの社会参加ができるよう、多様な活動の場の確保・充実に取り組みます。また、就労支援や工賃向上に向けた取り組みを通して、いきいきと働き続けるための支援を行います。

(1) 多様な活動の場の確保

企業や障害福祉サービス事業所から、市内に事業所を展開したい旨の相談があった際に、多摩市の現状等を説明し、状況に応じて事業所の展開を依頼します。

庁内の関係機関と連携しながら、障がい者・児の健康づくりや芸術活動、生涯学習支援などの社会参加を促進する障がい者理解促進事業をはじめとした事業を実施します。

【担当課：障害福祉課、文化・市民協働課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック準備室、公民館】



【障がい者美術作品展】

(2) 障がい者・児の日中活動支援を行う社会資源への支援の実施

東京都の障害者日中活動系サービス推進事業などを活用し、指定障害福祉サービス事業等の運営に要する費用の一部を引き続き補助することにより、事業所等の安定した運営を支援します。

また、施設の老朽化による建替えなどの対策として公共財産やニュータウン再生により発生する創出用地の活用等の情報提供を行います。併せて国・東京都の補助制度の活用や市の独自補助による支援を行うことで事業所が施設整備しやすい環境を整えます。

【担当課：障害福祉課】

(3) 就労支援の充実

就労支援センター（市委託事業）が行っている就労準備から就労後までの本人・家族等の相談支援や、就労先の担当者との生活面や就業状況の確認・連絡等によって、安定して働き続けられるよう障がい者のサポートを行います。

また、障がい者雇用・就労をさらに推進するための一つの施策として、市役所での業務経験を踏まえて一般企業への就職の実現を図ることを目的に、引き続き障がい者チャレンジ雇用「ハートフルオフィス」事業を推進します。

【担当課：障害福祉課】



【ハートフルオフィスの様子】

(4) 障がい者雇用の促進、工賃向上に向けた取り組み

ハローワークや東京しごとセンターで取り組んでいる事業の紹介などを通して、障がい者の就労を支援します。また、障がい者の雇用の促進するため、企業に対して、労働局・ハローワークが行う各種助成金や障がい者雇用のための支援制度等の情報提供を行います。

市では、障害者優先調達推進法（平成 25(2013)年4月施行）に基づき、庁内における障がい者就労施設等からの優先調達の周知・推進を行い、物品等の購入や役務の提供などを行います。

工賃向上と受注拡大のため、障がい者就労施設等によって組織された「多摩市障害福祉ネットワークたまげんき」を引き続き支援していきます。

【担当課：障害福祉課、経済観光課】



【たまげんきパンフレット】

6 共生社会に向けたまちづくり

障がい者・児が暮らしやすいまちに向けて、障害の社会モデルの考え方にたち、建物や道路などのハード面のバリア、情報や制度などのソフト面のバリア、差別や無関心などの心のバリアの解消に取り組みます。

障がいのある人もない人も、共にこのまちで安心していきいきと暮らし続けるために、多摩市版地域包括ケアシステムの推進を通して共生社会に向けたまちづくりを目指します。

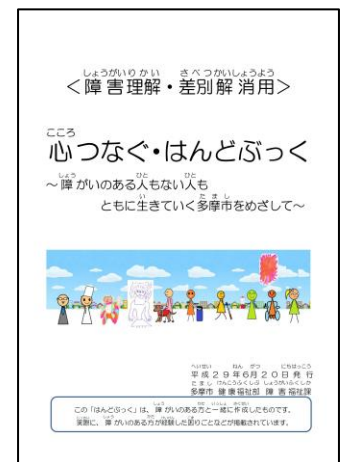
住民同士によるインフォーマルな支援¹⁵の充実を図り、日常・災害時の見守り・支援の体制をつくります。

(1) 差別解消及び障害理解、啓発の取り組みの推進

障がい者・児が日常及び社会の中で生活しづらくなるバリアの除去を目的として、障害者差別解消法に基づき、多摩市として不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮を行い、障害者差別解消支援地域協議会の設置検討も含め環境整備に取り組みます。

また、障害理解、啓発の取り組みについては、障がい当事者とともに作成した「心つなぐ・はんどぶっく」の活用、市職員研修や障がい者理解促進事業による出前講座の開催、市立小・中学校における障がい者理解に向けた取り組みの実施など、地域の住民や事業者、児童・生徒が障害への理解を深める機会を設け、心のバリアの解消を進めます。

【担当課：障害福祉課、人事課、平和・人権課、教育指導課】



(2) わかりやすい情報の提供の推進

【心つなぐ・はんどぶっく】

声のたま広報や声の市議会だより、多摩市公式ホームページの音声読み上げによる情報提供や、障害福祉課を中心に窓口での筆談や手話通訳対応ができることなどをより周知します。また、福祉や選挙、防災などの市からの情報発信の際は、障害特性に応じた情報提供に努めます。ICT¹⁶を活用したコミュニケーション支援なども検討し、情報を得ること

¹⁵ インフォーマルな支援：公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などが挙げられます。

¹⁶ ICT：Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットなどの情報通信技術。

が困難であっても誰もが必要な情報を入手できる工夫を進めます。

一方、意思疎通支援事業を通じて、手話通訳者、要約筆記者の派遣や養成を引き続き実施します。

【担当課：全庁】

（３）ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

福祉的配慮の行き届いた福祉のまちづくりを推進するため、多くの人々が利用する建物、道路、公共施設、駅周辺などにおいては、多摩市福祉のまちづくり整備要綱及び東京都福祉のまちづくり条例に基づき、障害の有無に関わらずだれもが使いやすい施設整備に向けた指導、助言を行い、まちのバリアの解消を推進します。

また、都市計画部門と連携して、まちのバリアの解消や、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。

【担当課：障害福祉課、福祉総務課、都市計画課、道路交通課】

（４）防災対策の推進

災害時要援護者¹⁷防災行動マニュアルの周知を図り、障がい者・児に対する理解を深めるとともに、地域における避難行動要支援者¹⁸避難支援個別計画の策定を推進します。また避難行動要支援者の受入場所として、民間施設と連携を図りながら、二次避難所（福祉避難所）の拡充を検討します。

また、日頃からの一人ひとりの災害等への備えや障がい者・児への理解などの啓発活動を推進し、地域と連携を図りながら、要配慮者¹⁹に対する、防災情報の収集伝達態勢や避難支援態勢の整備を推進します。

【担当課：障害福祉課、防災安全課、福祉医療対策部²⁰、避難所施設対策部²¹】

¹⁷ 災害時要援護者：平成 25(2013)年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」は、「要配慮者」と「避難行動要支援者」に用語が変更になりましたが、「多摩市災害時要援護者避難支援計画」の改定が完了していないため、一部「要援護者」を使用しています。

¹⁸ 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

¹⁹ 要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人。

²⁰ 福祉医療対策部：大規模な地震や風水害の発生や発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があるときに設置する災害対策本部の中で、緊急救護や要支援者対策等にあたる組織。多摩市健康福祉部及び子ども青少年部に属する各課で構成されます。

²¹ 避難所施設対策部：上記の災害対策本部の中で、避難場所の設置運営等にあたる組織。教育部に属

（５）防犯対策の推進

障害福祉サービス事業所や警察、民生委員等と連携し、防犯メールの活用の促進や、障害理解の促進に関する取り組みを通して、障がい者・児や市民の防犯意識の向上を図ります。併せて、近年増加しているインターネットや SNS²²を用いた犯罪に巻き込まれることがないように、支援者も含めたインターネットの安全な利用に向けた啓発などを推進していきます。

【担当課：障害福祉課、防災安全課】

（６）インフォーマル活動への支援、連携の強化

障害に対する理解促進を図り、公的サービスに加えてボランティアや隣近所による日常の見守り・支援などの体制づくりを進めます。

関係機関と協力し、障がい者・児支援の担い手の発掘・養成や、活動・交流の場の提供を行います。

【担当課：障害福祉課、福祉総務課、公民館】

する各課で構成されます。

²² SNS：Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。Web サイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができます。

第3章 障がい者基本計画の着実な推進に向けて

第1節 計画の推進体制

市が中心となって取り組みを進めながら、多摩市地域自立支援協議会、権利擁護専門部会、事業所等連絡会等の実施を通して、市民参加の推進を図り、障がい者団体、福祉関係機関、サービス提供事業者、NPO、企業等と連携して、計画を推進します。

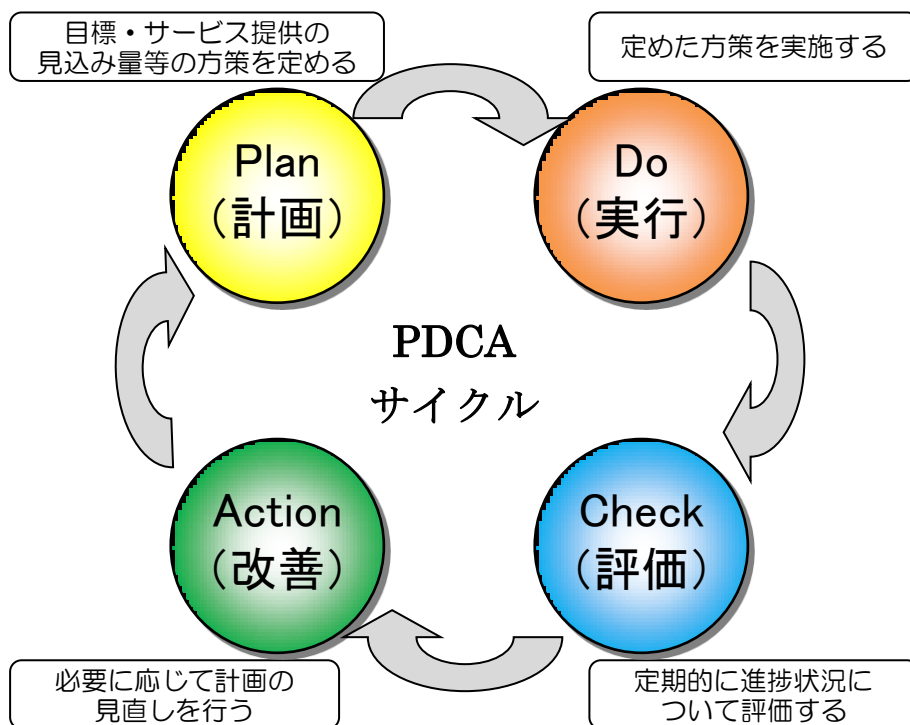
市においては、個人に応じて必要なサービスを提供し、障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくりを進めていくために、庁内各課で積極的に情報共有、連携を図ります。

今後、制度の改正等が行われる場合には、適宜対応して取り組みを推進していきます。

第2節 計画の進行管理及び評価

PDCA のマネジメントサイクル²³に即し、各年度の達成状況を評価したうえで、取り組みを推進します。評価の結果は、毎年度、多摩市地域自立支援協議会、権利擁護専門部会、事業所等連絡会で報告します。

障がい者基本計画、障害福祉計画・障がい児福祉計画を策定する際に実施する「多摩市障がい者生活実態調査」の分析を行い、施策の取り組み方法に反映していきます。



²³ PDCA のマネジメントサイクル：Plan-Do-Check-Action（計画-実行-評価-改善）のプロセスを繰り返すことにより、事業活動を常に向上させていこうとする手法のこと。

第2部

第5期多摩市障害福祉計画・

第1期多摩市障がい児福祉計画



第1章 第5期多摩市障害福祉計画 及び

第1期多摩市障がい児福祉計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

本計画は、平成 27(2015)年3月に策定した第4期多摩市障害福祉計画（平成 27(2015)～29(2017)年度）の進捗状況やこれまでの利用者ニーズを踏まえ、平成 30(2018)年度から32(2020)年度までの各種サービスの見込み量及びその確保のための方策等を示すために策定するものです。

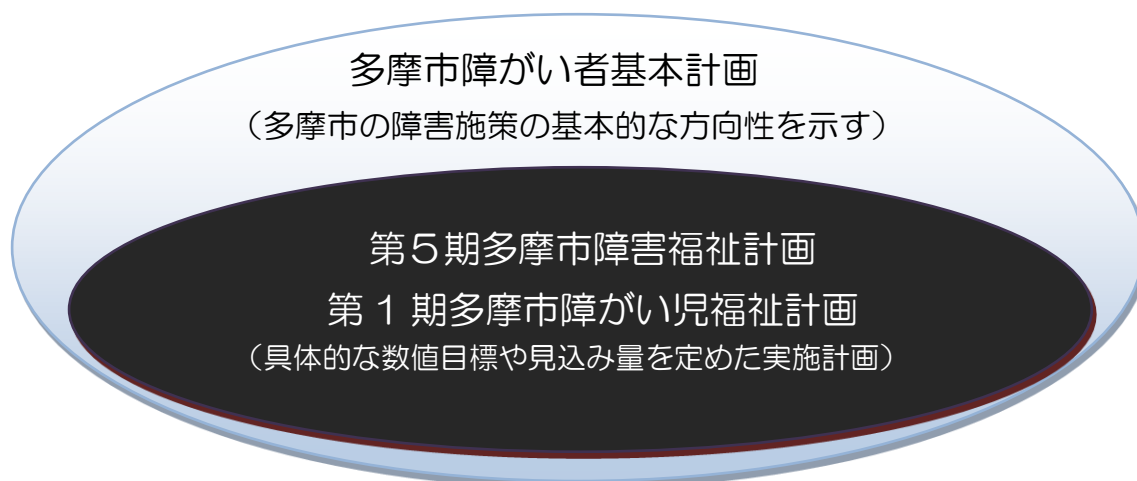
第2節 計画の位置づけと期間

1 根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）第88条第1項に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のために市町村に策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条第20項に規定する「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものとしてします。

2 地域福祉計画及び多摩市障がい者基本計画との関連

第五次多摩市総合計画第2期基本計画のもと、「地域福祉計画」の関連計画（個別計画）として位置づけられる計画とします。また、多摩市障がい者基本計画の方向性に沿ったものとして、国の新たな指針等を踏まえ、施策を展開するものです。



障害福祉計画

自立支援給付

- (1) 訪問系サービス
- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
 - ・ 重度訪問介護
 - ・ 同行援護
 - ・ 行動援護
 - ・ 重度障害者等包括支援

- (2) 日中活動系サービス
- ・ 生活介護
 - ・ 自立訓練
 - ・ 就労移行支援
 - ・ 就労定着支援
 - ・ 就労継続支援
 - ・ 療養介護
 - ・ 短期入所（ショートステイ）

- (3) 居住系サービス
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
 - ・ 施設入所支援
 - ・ 自立生活援助

- (4) 相談支援サービス
- ・ 計画相談支援
 - ・ 地域移行支援
 - ・ 地域定着支援

地域生活支援事業

- (1) 必須事業
- ・ 理解促進研修・啓発
 - ・ 自発的活動支援
 - ・ 相談支援
 - ・ 成年後見制度利用支援
 - ・ 成年後見制度法人後見支援
 - ・ 意思疎通支援
 - ・ 日常生活用具給付等
 - ・ 手話奉仕員養成研修
 - ・ 移動支援
 - ・ 地域活動支援センター

- (2) 任意事業
- ・ 日中一時支援事業
 - ・ 社会参加促進事業



児童福祉法に係るサービス

- (1) 相談支援
- ・ 障害児支援利用援助
 - ・ 継続障害児支援利用援助

- (2) 障害児通所支援
- ・ 児童発達支援
 - ・ 医療型児童発達支援
 - ・ 放課後等デイサービス
 - ・ 保育所等訪問支援
 - ・ 居宅訪問型児童発達支援

障がい児福祉計画

3 第5期障害福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の関連

平成30(2018)年度より新たに策定が義務づけられた第1期障がい児福祉計画の推進に伴い、ニーズを捉えた障がい児支援の充実を図るとともに、第5期障害福祉計画の着実な推進により、18歳で児童から成人のサービスへ移行する際も切れ目の無い支援を実施できるよう施策を展開します。

4 計画の期間

計画期間は平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間とします。

計画期間

平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度	平成35(2023) 年度
多摩市障がい者基本計画					
第5期多摩市障害福祉計画		第1期多摩市障がい児福祉計画			

第3節 計画の対象

障害者基本法に規定されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」市民²⁴を対象とします。

²⁴ 平成25(2013)年4月より、障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に難病患者が加わりました。また、医療の発達により近年増加していると言われている医療的ケア児については、平成30(2018)年4月施行の制度改正において、重点課題の対象として位置づけられています。

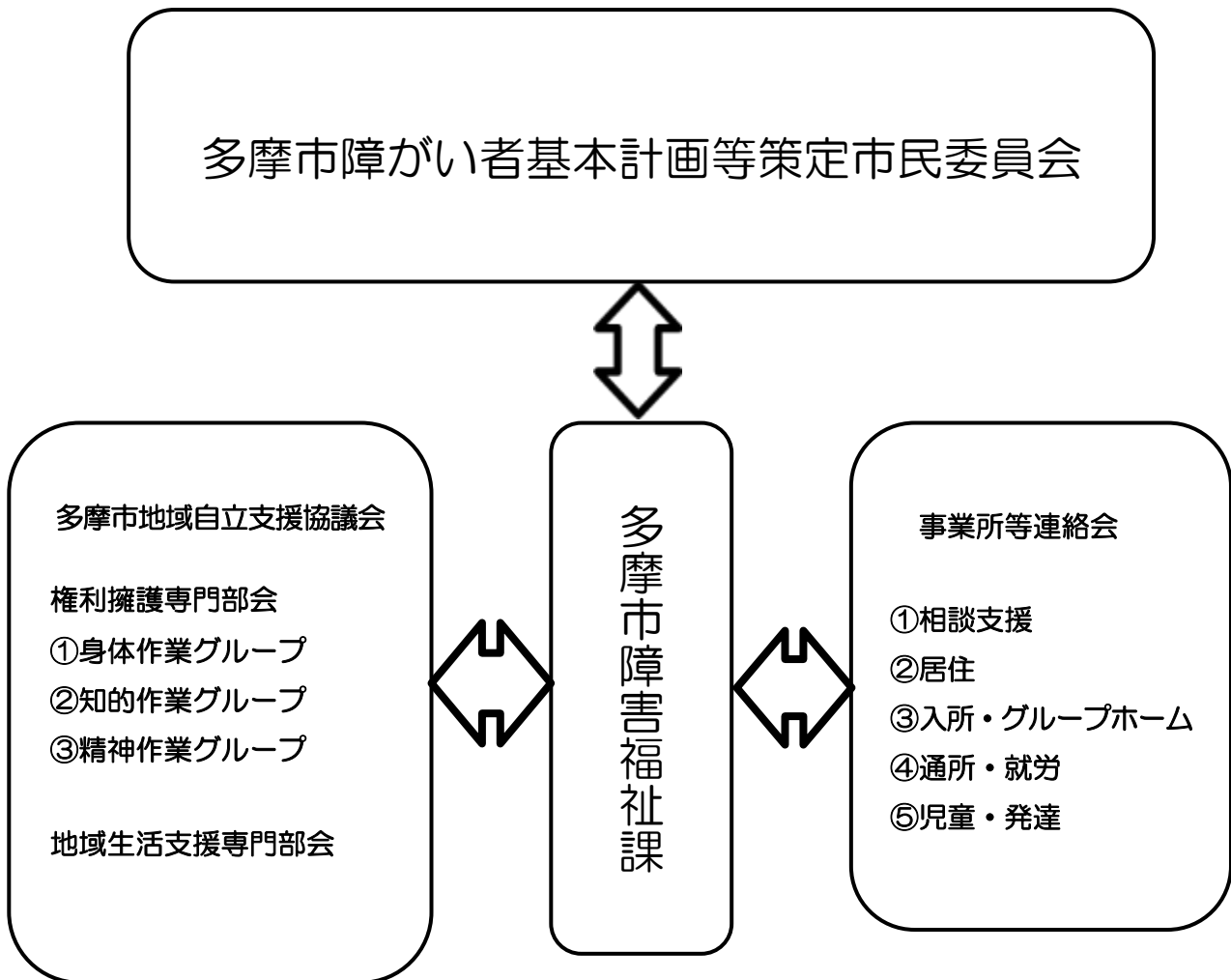
第4節 計画策定への取り組み

本計画の策定にあたっては、平成29(2017)年5月に「多摩市障がい者生活実態調査」を行い、調査結果を計画やサービス見込み量の基礎資料としました。

また、学識経験者や障がい者団体あるいは関係機関等からなる多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会を設置して、意見の集約を行い、計画の原案策定作業に取り組みました。

意見の集約にあたっては、障がい当事者の声を集約する多摩市地域自立支援協議会の権利擁護専門部会及び支援担当者声を集約する事業所等連絡会を活用し、現状の把握や取り組むべき課題等の専門的事項の検討を行いました。

【イメージ図】



第5節 関連する法律の整備等

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、平成30(2018)年4月から施行されます。この改正により、「生活」と「就労」に対する支援の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援等の拡充及びサービスの質の確保・向上を図るための環境整備等について盛り込まれました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

1 障がい者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所者や共同生活援助を利用していた人等を対象者として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う「自立生活援助」を新設する。
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う「就労定着支援」を新設する。
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。

2 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。
- (2) 保育所等の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児を対象を拡大する。
- (3) 医療的ケアを要する障がいのある児童が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。
- (4) 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障がい児福祉計画を策定するものとする。

3 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障がい児の場合等に貸与の活用も可能とする。
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する。

第6節 第4期障害福祉計画の達成状況

第4期計画の達成状況については、概ね計画どおりに達成できました。計画より多い実績を示したのものとして就労継続支援A型・B型が挙げられ、その背景には、精神障害者保健福祉手帳の取得者の増加や、手帳所持者でなくとも自立支援医療の受給によるサービス新規申請の増加等があると考えられます。また、放課後等デイサービスも実績が計画を上回りましたが、これについては、手帳を持たない発達障がい児への療育のニーズが高まり、利用につながったことが理由として挙げられます。

一方、計画より少ない実績を示したのものとして、自立訓練や児童発達支援・医療型児童発達支援が挙げられます。これらは、サービス提供事業者が依然として少ないことから利用につながらなかったことなどが要因として挙げられます。また市内グループホームの整備も、計画的に市街地開発されたことに伴う、グループホームに適した土地の確保の難しさ等、なかなか進まない課題がありました。個別の状況は第2章の第3節及び第3章の第3節「指定サービスの見込み量等」で示します。

第2章 第5期多摩市障害福祉計画

第5期障害福祉計画（平成30(2018)～32(2020)年度）に係る国の基本指針においては、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保について、以下の点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが必要とされており、本計画においても国の指針に基づき施策の推進を図ります。

第1節 福祉サービス等の提供体制に関する基本的事項

サービス提供の前提として、多摩市は障害者権利条約や障害者差別解消法の趣旨に基づき、障がい者の人権が尊重され、不当な扱いや差別を受けることのないよう合理的な配慮を保障する取り組みを行います。

そのうえで、福祉サービスの提供にあたっては、障害者総合支援法に基づく障がい者・児をサービス給付の対象とし、障がい者等の自己決定を尊重しながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。そして、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、地域のあらゆる住民が主体となって、地域共生社会の実現に向けた取り組みを行えるよう支援します。

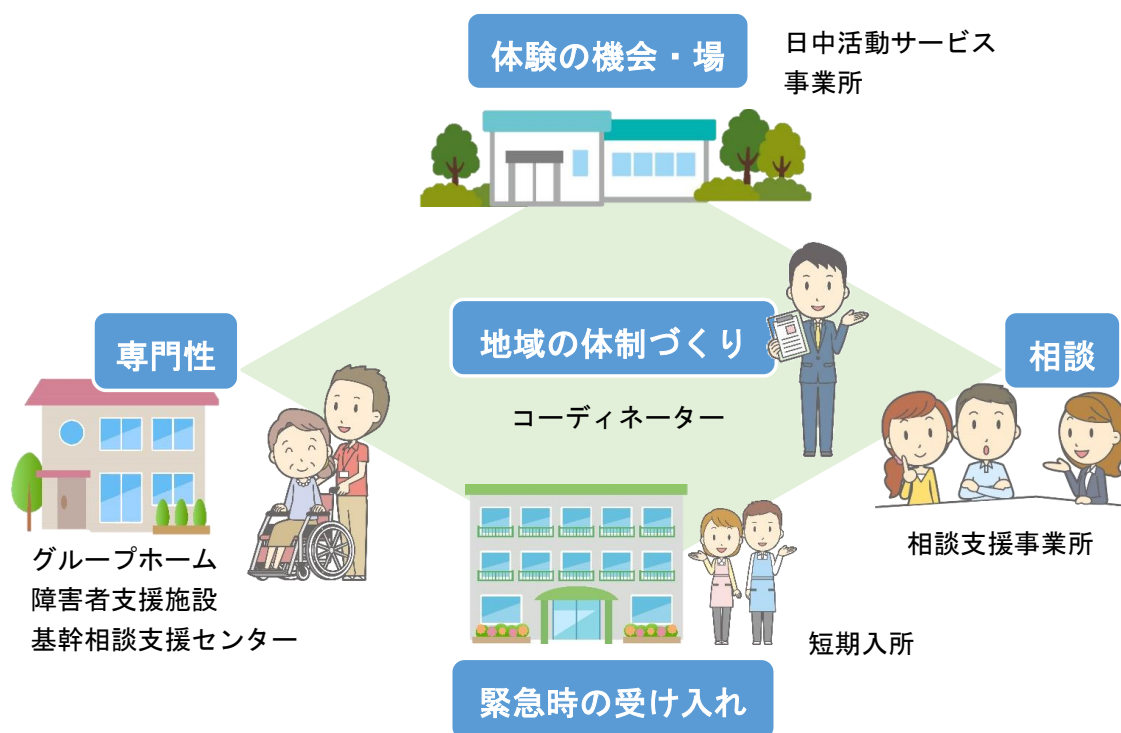
1 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する考え方

必要な訪問系サービスや、日中活動系サービスを障がい者に保障します。また、グループホームの充実を図るとともに、入所等から地域生活への移行を進めます。

地域生活支援拠点※の整備については、面的整備とし、地域における複数の機関が分担して有機的な連携の下に障がい者等に対する支援を確保します。

就労については、就労移行支援事業及び就労定着支援事業や、障害者総合支援法外の事業として実施している市の就労支援センター事業及び障がい者チャレンジ雇用「ハートフルオフィス」事業等も活用することで、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

※地域生活支援拠点（面的整備型）イメージ



参照：厚生労働省「地域生活支援拠点等の整備について」

2 相談支援の提供体制の確保に関する考え方

障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、相談支援を行う人材の育成支援や専門的な指導や助言を行います。

全ての障害福祉サービスの提供にあたって必要なサービス利用計画案の作成のため
※、特定相談支援事業所の一層の充実に向けた働きかけを行います。また、地域移行の実現のため、支援に係るサービスや自立生活援助や地域定着支援の提供体制の確保を図ります。

なお、発達障がい者は、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるように地域の実情を踏まえた相談体制やサービスの提供体制の充実を図ります。

一方で障がい者等への支援体制の整備を図るため、地域自立支援協議会を定期的開催し、下部組織も含め、関係機関の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組みます。

※自ら作成するセルフプランについては、引き続き市が助言を行います。

第2節 福祉サービス等の確保に係る目標

障がい者等の自立の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成32(2020)年度を目標とする障害福祉計画において必要な障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援の提供体制に係る目標を設定することとしており、国の指針を基に次の項目について目標数値を設定しました。

1 施設入所者の地域生活への移行

《国の考え方》

(1) 平成32(2020)年度末時点で、施設入所者数を平成28(2016)年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

(2) 平成32(2020)年度末時点で、平成28(2016)年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

※第4期の目標を達成できなかった場合は、上記の割合に未達成割合を加えた割合以上とする。

(1) 施設入所者数については、第4期計画では目標を下回りました。地域へ移行する人がいる一方で、入所待機者も一定数いる現状を踏まえ、第4期計画の多摩市の考えを引き継ぎ、平成29(2017)年9月現在の施設入所者数89人を超えないことを目標とします。

(2) 施設入所者の地域生活移行者数については、第4期計画では目標値9人に対し、実績は2人でした。第5期における多摩市の目標としては第4期実績の2倍として4人を目指し、地域移行を希望される人がいる場合には関係機関と連携を図りながら、移行できるよう支援します。

【第4期振り返り】

年度末時点入所者数			①削減見込		②地域生活移行者数見込	
平成25 (2013)年度末 実績(A)	平成29 (2017)年度末 目標(B)	平成29 (2017)年度末 実績見込(C)	目標値 (A-B)	実績見込 (A-C)	目標値	実績(見込)
73人	77人	89人	-4人	-12人	9人	2人

【第5期目標】

年度末時点入所者数		①削減見込 (A-B)	②地域生活 移行者数
平成 28(2016)年度末 (A)	平成 32(2020)年度末 (B)		
87人	89人	-2人	4人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の考え方》

- (1) 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- (2) 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の設定
- (3) 精神病棟における早期退院率（入院後3カ月69%以上、6カ月85%以上、1年時点の退院率90%以上）の設定

協議の場の設置については、事業所等連絡会で現場の意見を取り入れながら検討し、平成32(2020)年度までに1カ所設置することを目指します。

精神病床における1年以上長期入院患者数及び精神病棟における早期退院率については、都道府県が数値を設定することから、市においては数値設定を行いません。東京都が算出した、長期入院患者の地域生活への移行に伴う多摩市の基盤整備量34人という数値を踏まえ、グループホームの整備や必要な地域相談支援、障害福祉サービス等を見込み、退院後の生活基盤の整備を図ります。

	平成 29(2017)年度 現状値	平成 32(2020)年度 目標値
協議の場の設置	0カ所	1カ所

3 地域生活支援拠点等の整備

《国の考え方》

平成32(2020)年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

※地域生活支援の拠点等の整備にあたって求められる機能

- (1) 相談（地域移行、親元からの自立等）
- (2) 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- (3) 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）

(4) 専門性（人材の確保・養成、連携等）

(5) 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

整備にあたっては、グループホーム又は障害者支援施設等に上記の機能を集約する多機能拠点整備型、もしくは拠点の整備を行わず、地域の複数の機関が分担して機能を担う面的整備型があります。

当初国の方針であった平成 29(2017)年度末までの拠点整備にあたり、市では地域自立支援協議会の下部組織として平成 28(2016)年度より「地域生活支援専門部会」を設置し検討を行いました。その部会において、市内の事業所や医療機関にアンケートを実施するなどした結果、新たな施設整備を伴う多機能拠点整備型ではなく、現在ある社会的資源のネットワークを強化する形での面的整備型により実施する結論に至りました。

今後は、面的整備のより具体的な検討を行い、平成 32(2020)年度までに体制を整備します。

	設置年度	設置方法
地域生活支援拠点等	平成 32(2020)年度	面的整備型

4 福祉施設から一般就労への移行

《国の考え方》

(1) 平成 32(2020)年度中における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行者数を、平成 28(2016)年度実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。

(2) 平成 32(2020)年度末における就労移行支援の利用者数が、平成 28(2016)年度末における利用者数の 2 割以上増加すること。

※(1) 及び(2) について、第4期の目標を達成できなかった場合は、上記の割合に未達成割合を加えた割合以上とする。

(3) 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32(2020)年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。

(4) 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80% とすることを基本とする。

- (1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者数及び(2) 就労移行支援事業の利用者数については、平成29(2017)年度実績は目標を達成するものと見込み、それぞれ国の考え方に従って平成32(2020)年度の目標値を見込みます。
- (3) 就労移行支援事業所数については、平成29(2017)年4月に市内に1カ所開設されました。開設から間もないため平成29(2017)年9月現在の就労移行率は3割に達していませんが、平成32(2020)年度は3割以上になるものと見込み、就労移行率3割以上の事業所数の目標値は100%とします。
- (4) 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率は、国の考えに従い設定します。

	平成 29 (2017)年度 目標値	平成 29 (2017)年度 上半期	平成 28 (2016)年度 実績	平成 32 (2020)年度 目標値
(1)福祉施設利用者の 一般就労への移行者数	26人	16人	15人	23人
(2)就労移行支援事業の利用者数	38人	47人	58人	70人

	平成 29 (2017)年度 目標値	平成 29 (2017)年度 現状値	平成 32 (2020)年度 目標値
(3)就労移行支援事業所数(市内)	1カ所	1カ所	1カ所
上記のうち、就労移行率 3割以上の事業所数	1カ所 100%	0カ所 0%	1カ所 100%

	平成 31(2019)年度 目標値	平成 32(2020)年度 目標値
(4)就労定着支援による支援開始 1年後の職場定着率	80%	80%

第3節 指定サービスの見込み量等

1 サービス量推計の基本的な考え方

サービス量の推計値の設定においては、基本的にはこれまでの実績に基づき今後の見込み量を推計しています（特別支援学校卒業後の利用者等も見込んだ数値としていません）。また、「平成29年度多摩市障がい者生活実態調査」の結果についても参考としています。サービスによっては、提供体制が十分でないことが利用の低下を招いていることも考えられるため、今回、推計を行った第5期計画期間に定める見込み量を超える利用者ニーズの出現に対しても、財政状況等を踏まえつつ必要なサービス量の確保を図っていく方針です。

2 サービス提供体制確保の方策

サービス提供を行う市内の各事業所においては、恒常的な人材不足と職員の高齢化、処遇面（賃金、過重労働、雇用の不安定）などが喫緊の課題となっています。第5期計画期間においては、将来にわたり障害福祉サービスを支える人材の確保、育成等に向けて、資格を持っているが介護職についてない人の掘り起こしや、障害福祉サービス事業所で働く人を対象とした研修の充実などの取り組みを検討し実施するとともに、処遇面の改善に向けて、国や都に働きかけていきます。

また、日中活動系サービス事業者の持続可能な運営やグループホームの整備等については、国・東京都の補助制度の活用や市の独自補助による支援を行います。また、公共財産や、ニュータウン再生による創出用地の活用等の情報提供等を含め、総合的な支援を行います。

3 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

【サービスの内容】

居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など見守りも含めた介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。



【第4期計画の見込み・実績と第5期計画における見込み量】

		第4期			第5期		
		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度上半期	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	288	296	304	295	303	312
	実績	312	334	287			
サービス量 (時間/月)	計画	17,840	18,416	18,992	19,173	19,748	20,340
	実績	17,235	17,692	18,615			

＜第4期計画の見込み・実績＞

利用者数は平成29(2017)年度上半期で減少しましたが、一方でサービス量は増加しました。

＜第5期計画における見込み量＞

サービス量は重度訪問介護など長時間のサービスを利用される人が増えていることもあるためその伸び率で増加を見込みます。また、利用者数については、平成29(2017)年度は減少しているものの、決定者数は増加しており需要はあることから、サービス量と同様の伸び率で増加を見込みます。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの内容】

①生活介護	常時介護が必要な障がい者に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
②自立訓練 (機能訓練)	身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に対し、リハビリテーション等の支援や日常生活上の相談支援・助言、その他必要な訓練等を行います。
③自立訓練 (生活訓練)	生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援・助言、その他必要な訓練等を行います。
④就労移行 支援	一般就労等を希望する障がい者に対し、本人の適正に応じた職場への就労・定着を目的として、生産活動・職場体験等の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や求職活動に関する支援、就労後の職場定着のための支援等を行います。
⑤就労定着 支援	一般就労をした障がい者の生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
⑥就労継続 支援 A 型	企業等に雇用されることが困難な障がい者に対し、雇用契約に基づく生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や支援等を行います。
⑦就労継続 支援 B 型	企業等に雇用されることが困難な障がい者に対し、雇用契約を結ばない生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や支援等を行います。
⑧療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常時介護を要する人に対し、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。
⑨短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【第4期計画の見込み・実績と第5期計画における見込み量】

①生活介護

		第4期			第5期		
		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度上半期	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	232	242	252	238	244	250
	実績	215	222	230			
サービス量 (日/月)	計画	4,640	4,840	5,040	4,664	4,782	4,900
	実績	4,182	4,355	4,565			

<第4期計画の見込み・実績>

利用者数・サービス量ともに、若干増加しているものの、計画を下回りました。

<第5期計画における見込み量>

利用者数については特別支援学校の卒業生も含め、微増傾向が続くと見込みます。

サービス量については1人当たりの月の利用日数がおよそ19日～20日で推移しており、大幅な増減はないものと見込んでいます。

②自立訓練（機能訓練）

		第4期			第5期		
		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度上半期	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	4	4	4	2	2	2
	実績	2	2	0			
サービス量 (日/月)	計画	72	72	72	14	14	14
	実績	10	14	0			

<第4期計画の見込み・実績>

機能訓練は、より専門的な訓練が求められ、施設自体が都内・近郊でも少ないことから、利用者数は0人～2人でした。

<第5期計画における見込み>

利用者数、サービス量ともに実績と同程度で推移するものと見込みます。

③自立訓練（生活訓練）

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	10	10	10	6	6	6
	実績	8	7	3			
サービス量 (日/月)	計画	150	150	150	42	42	42
	実績	30	46	38			

<第4期計画の見込み・実績>

自立訓練は市内に施設がなく、利用者数は計画を下回りました。

<第5期計画における見込み量>

利用者数、サービス量ともに実績と同程度で推移するものと見込みます。

④就労移行支援

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	45	51	56	66	75	86
	実績	61	58	47			
サービス量 (日/月)	計画	675	765	840	528	600	688
	実績	420	445	571			

<第4期計画の見込み・実績>

平成 26(2014)年度までの利用者数は 40 人前後で推移していましたが、平成 27(2015)年度からの制度改正により、就労歴がない人が就労継続支援 B 型に通う場合、就労移行支援でのアセスメント評価が必要となったため、利用者数は計画を上回る推移を示しています。平成 29(2017)年度については、上半期は 47 人でしたが、特別支援学校卒業予定者のアセスメントの利用などで下半期での新規利用者が見込まれるため、計画の 56 人は上回るものと見込まれます。

また、サービス量は、アセスメント評価による利用が多く、1 人当たりのサービス利用が見込みより少なかったため計画を下回りました。

<第5期計画における見込み量>

近隣市だけでなく市内にも就労移行支援の事業所が新たに開所したこと、特別支援学校の卒業予定者やアセスメント評価による利用により、利用者数、サービス量ともに増加を見込んでいます。

⑤就労定着支援

		第5期		
		平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度
利用者数(人)	計画	14	16	18

<第5期計画における見込み量>

平成30(2018)年度より新設のサービスのため、実績に基づく数値は算出できませんが、第2節4「福祉施設から一般就労への移行」で記載したとおり、移行した人数は平成28(2016)年度実績で15人おり、平成32(2020)年度では23人を目標に設定しているため、各年度の見込み人数の8割が就労定着支援を利用するものと見込み、数値を設定しました。

⑥就労継続支援A型

		第4期			第5期		
		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度上半期	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	20	25	30	61	71	81
	実績	31	41	47	/		
サービス量 (日/月)	計画	440	550	660	829	965	1,101
	実績	403	599	819	/		

<第4期計画の見込み・実績>

就労継続支援A型(雇用型)の利用実績は、近隣市に事業所ができたこともあり、利用者数、サービス量ともに計画を上回りました。

<第5期計画における見込み量>

障がい者の就労について希望する人が増えており、今後も希望者は増えていくと考えられますが、平成25(2013)年度、平成28(2016)年度に市内に事業所ができたものの実施する事業所の数が少ないことから、実績から利用者数、サービス量の伸びを見込みます。

⑦就労継続支援B型

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	401	413	425	446	468	491
	実績	416	451	425			
サービス量 (日/月)	計画	6,617	6,815	7,013	6,768	7,106	7,461
	実績	5,833	6,122	6,446			

<第4期計画の見込み・実績>

利用者数は増加傾向にありましたが、通所を終了された人が多かったことなどにより、平成 29(2017)年度上半期は減少しました。一方で、1人当たりの通所日数が増えたことから、サービス量は増加しています。

<第5期計画における見込み量>

平成 29(2017)年度上半期は利用者数が減少していますが、特別支援学校の卒業生、精神障がいの方の希望もあるため、サービス量の増加率にあわせ、利用者数、サービス量ともに増加を見込みます。

⑧療養介護

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	25	25	25	25	25	25
	実績	25	25	25			
サービス量 (日/月)	計画	760	760	760	760	760	760
	実績	762	760	759			

<第4期計画の見込み・実績>

実績は利用者数、サービス量ともに計画と同様に推移しました。

<第5期計画における見込み量>

利用者数、サービス量ともに現状と同程度で推移するものと見込みます。

◎短期入所

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	105	110	115	138	154	172
	実績	110	124	102			
サービス量 (日/月)	計画	420	440	460	331	369	412
	実績	319	246	262			

<第4期計画の見込み・実績>

利用者数は、平成 29(2017)年度上半期は 102 人ですが、平成 28(2016)年度の上半期においても 103 人と同程度であったため、下半期の利用で平成 28(2016)年度と同程度の利用者数になるものと見込みます。利用者数は増加傾向にある一方でサービス量は、1 カ月以上の長期間利用者がグループホーム、施設等に入所したことなどから大きく減少しました。

<第5期計画における見込み量>

今後も主に介護をしている親が高齢化に伴って入院するケースもあり、その対応策として利用者数、サービス量ともに利用が増えていくと考えられます。過去3年間の平均伸び率から利用者を見込み、サービス量は過去3年間の実績をもとに1人当たり 2.4 日/月と見込みます。

(3) 居住系サービスの見込み量

【サービスの内容】

①共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介助等を行います。 ※グループホームについては、平成 26(2014)年度から新たにグループホーム事業者が自ら行う介護サービス包括型(以前のケアホーム型)と、外部の居宅介護事業所に委託する外部サービス利用型とに分類されます。
②施設入所支援	生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて主に夜間等における入浴、排せつ、又は食事の介助等を提供することを目的に、障がい者支援施設において、必要な介護、支援等を実施します。 ※自立訓練、就労移行支援については、生活能力により単身の生活が困難な人、地域の社会資源の状況により通所することが困難な人としてします。
③自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。



【第4期計画の見込み・実績と第5期計画における見込み量】

①共同生活援助（グループホーム）

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	80	85	90	104	119	134
	実績	83	89	88			
サービス量 (日/月)	計画	2,432	2,584	2,736	3,161	3,617	4,073
	実績	2,046	2,103	2,192			

<第4期計画の見込み・実績>

体験による利用なども多くあったため、利用者数は、計画を上回り、増加の傾向がありました。平成 29(2017)年度上半期においては 88 人となっていますが、下半期に入って新規のサービス利用者も出ている状況から、計画を上回る見込です。

サービス量は、体験利用のため少ない日数で決定するケースもあり、計画を下回りました。

<第5期計画における見込み量>

親亡き後の居場所として要望もあり、市内・近隣市での新設もあることから、毎年 10～15 人程度の利用者の増加を見込みます。サービス量は 1 人 1 カ月当たり 30.4 日の利用を見込みます。

《整備見込み量》

障がい者が安心して暮らせる住まいの場を提供するため、整備を進めます。

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
定員数 (人)	計画	64 (うち 精神 16 知的 48)	69 (うち 精神 16 知的 53)	74 (うち 精神 16 知的 58)	67 (うち 精神 13 知的 54)	75 (うち 精神 13 知的 62)	91 (うち 精神 21 知的 70)
	実績	51 (うち 精神 13 知的 38)	51 (うち 精神 13 知的 38)	58 (うち 精神 13 知的 45)	/		

＜第4期計画の見込み・実績＞

精神障がい者用は通過型の施設として、定員数は平成 23(2011)年度実績から据え置きで 16 人としていましたが、施設が 1 カ所減したことにより、13 人となりました。知的障がい者用は滞在型の施設として、1 ユニット 5 人定員を基本として 3 年間で 20 人の定員増と見込み、平成 29(2017)年度に 7 人定員の施設ができたものの、計画には届きませんでした。

＜第5期計画における見込み量＞

精神障がい者用の施設整備については、滞在型のグループホームについて検討し、平成 32(2020)年度に 8 人定員の施設を 1 カ所開設することを見込みます。

知的障がい者用は滞在型の施設として、3 年間で 25 人の定員増を目指します。

平成 30(2018)年度に 9 人定員の施設整備の予定があり、重度のグループホームも含めて平成 31(2019)年度、32(2020)年度も 8 人ずつの増加を見込みます。

②施設入所支援

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	77	77	77	89	89	89
	実績	83	87	89			
サービス量 (日/月)	計画	2,340	2,340	2,340	2,705	2,705	2,705
	実績	2,456	2,573	2,570			

<第4期計画の見込み・実績>

利用者数・サービス量ともに計画を上回りました。

<第5期計画における見込み量>

入所施設からグループホームに移るケースもある一方で、介護者の高齢化により施設入所を希望する人もいるため、実績と同程度で推移するものと見込みます。

③自立生活援助

		第5期		
		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	—	—	—

<第5期計画における見込み量>

平成 30(2018)年4月から新設のサービスであり、指定予定の事業所や利用のニーズについて現時点では見込みが不明瞭なため数値設定を行いませんが、利用の希望に応じてサービス提供できるよう体制を整えます。

(4) 相談支援サービスの見込み量

【サービスの内容】

①計画相談支援	障害福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる人に、総合的な相談、サービスの利用援助などの場合のサービス利用計画の作成などを行います。
②地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
③地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に電話等による相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。

【第4期計画の見込み・実績と第5期計画における見込み量】

①計画相談支援

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (件/月)	計画	153	159	165	110	115	120
	実績	91	115	107			

<第4期計画の見込み・実績>

平成 27(2015)年4月からサービス等利用計画が必須になったことから、計画相談支援の決定者数は増加していますが、サービス等利用計画の作成及びモニタリングの件数としては、計画を下回りました。

<第5期計画における見込み量>

第4期計画はサービス利用者数を基に数値を見込んでいましたが、サービス利用者数及び計画相談支援決定者の増加が必ずしもサービス等利用計画の作成及びモニタリングの件数の増加には結びつかないため、第5期においては、第4期の実績に基づいて微増を見込みます。

②地域移行支援

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	3	3	3	3	4	5
	実績	2	2	1			

<第4期計画の見込み・実績>

各年度2人程度の利用実績がありました。

<第5期計画における見込み量>

市内における事業所の現在の状況と利用者数の実績をもとに見込みます。なお、関係各所に支援体制の整備を働きかけるとともに、市と地域活動支援センターが連携し対応する体制も検討します。

③地域定着支援

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	0	0	0			

<第4期計画の見込み・実績>

地域定着支援については、利用実績がありませんでした。

<第5期計画における見込み量>

地域移行支援と同様、事業所の状況と利用者数の実績をもとに見込み、支援体制の整備を検討します。

4 地域生活支援事業

(1) 必須事業

【事業内容】

①理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、地域の住民に対して障がい者への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
②自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
③相談支援事業	<p>(a) 障がい者相談支援事業(地域自立支援協議会の運営含む) 福祉サービスに係る情報の提供、地域での生活をしていくための支援、権利擁護のための必要な援助、専門のサービス提供等を行います。</p> <p>地域自立支援協議会では、相談事業の評価や困難事例への対応に係る調整を行うほか、福祉サービス施策についての検討などを行います。</p> <p>(b) 基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置した総合的な相談支援センターを設置して相談支援機能の強化を図ります。</p> <p>(c) 住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。</p>
④成年後見制度利用支援事業	障がい者の権利擁護を図ることを目的として、障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
⑤成年後見制度法人後見支援事業	障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努

	めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
⑥意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。また、市役所や関係機関への手話通訳者の設置を推進します。
⑦日常生活用具給付等事業	在宅の重度障がい者などを対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。
⑧手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
⑨移動支援事業	知的及び精神の障がい者などが移動する際の支援（ガイドヘルプ）を行います。
⑩地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人の日中活動（創作的活動や社会交流的活動等）の場を提供する事業で、内容により以下の3つに区分されます。 I型：相談支援や専門職員（精神保健福祉士等）による医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。 II型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 III型：地域の障がい者のための援護対策を実施します。

【第4期計画の見込み・実績と第5期計画における見込み量】

①理解促進研修・啓発事業

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
事業数 (回)	計画	1	1	1	4	4	4
	実績	1	1				

<第4期計画の見込み・実績>

第4期計画では当初の見込みどおり、障害者差別解消法に関する講演会を各年度1回ずつ実施しました。

<第5期計画における見込み量>

第4期計画では講演会の実施により数値を見込んでいましたが、平成30(2018)年度からは、地域の住民や事業者に対し障がい当事者が障害への理解についてわかりやすく説明をする出前講座を4半期に1回のペースで開催することを目指し、毎年度4回で見込みます。このほか、障がい当事者とともに作成した「心つなぐ・はんどぶっく」の活用や市民向けの各種講演会の開催等により、地域の住民の障害への理解を深める機会を設けます。

②自発的活動支援事業

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
事業数 (個)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

<第4期計画の見込み・実績>

障がい者の居宅介護において介護者の確保が難しい場合に、代わりに自立支援サポーターによる支援を可能とする障がい者自立支援サポーター支援事業を実施しました。

<第5期計画における見込み量>

引き続き同事業を実施し、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援していきます。

③相談支援事業 (a) 障害者相談支援事業(地域自立支援協議会の運営含む)

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
障害者相談 支援事業 (力所)	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3			
地域自立支 援協議会 (力所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

<第4期計画の見込み・実績>

障害者相談支援事業は障害福祉課と市内2力所の地域活動支援センターの合計3力所で、また、地域自立支援協議会は障害福祉課が事務局となって実施しています。

<第5期計画における見込み量>

第4期計画に引き続き、障害者相談支援事業3力所、地域自立支援協議会1力所の実施を見込みます。地域自立支援協議会については、本会議を年4回、部会の開催も数回行っていますが、あわせて1力所としてカウントしています。

③相談支援事業 (b) 基幹相談支援センター等機能強化事業

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
事業数 (力所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

<第4期計画の見込み・実績>

第4期計画においては、基幹相談支援センターの設置は見込まず、市が基幹的な役割を担っていくために、障害福祉課に専門職を配置し、総合的な相談支援機能の強化を図りました。

<第5期計画における見込み量>

第4期計画に引き続き、市が基幹的な役割として事業を実施します。

③相談支援事業 (c) 住宅入居等支援事業

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
事業数 (個)	計画	0	0	1	—	—	—
	実績	0	0	0			

<第4期計画の見込み・実績>

事業実施のための基盤整備を検討し、平成 29(2017)年度に整備を見込むとしましたが、検討が進まず、整備に至りませんでした。

<第5期計画における見込み量>

事業の基盤整備が整っておらず、利用のニーズについて現時点では見込みが不明瞭なため数値設定を行いませんが、障がい者の自立や地域移行の推進、親亡き後を踏まえ、住まいの選択や確保は重要なものと認識し、入居を支援する制度も含め、多摩市における支援体制を検討していきます。

④成年後見制度利用支援事業

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	1	1	1	4	4	4
	実績	0	0	2			

<第4期計画の見込み・実績>

第4期計画では、平成 29(2017)年度上半期で2件の実績がありました。

<第5期計画における見込み量>

第5期計画では、第4期の実績と同様の件数で推移する見込みとします。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
事業数 (回数)	計画	0	0	0	1	1	1
	実績	0	1	0			

<第4期計画の見込み・実績>

平成 28(2016)年度より、市内の社会福祉法人を対象に法人後見実施のための研修を実施し、平成 29(2017)年度下半期も実施予定です。また、多摩南部成年後見センター（調布市、日野市、狛江市、稲城市、多摩市の5市で設立）により、法人後見の支援等も実施しており、今後も継続していきます。

<第5期計画における見込み量>

第4期計画に引き続き研修等を実施し、法人後見ができる法人の確保に努めていきます。

⑥意思疎通支援事業

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
手話通訳者派遣 (人)	計画	57	58	59	60	61	62
	実績	55	58	67			
要約筆記者派遣 (人)	計画	5	6	7	5	6	7
	実績	5	4	11			

<第4期計画の見込み・実績>

利用実績は、手話通訳者・要約筆記者ともに見込と同様の水準で推移していましたが、平成 29(2017)年度は上半期ですでに計画を上回る実績がありました。

<第5期計画における見込み量>

意思疎通支援事業は利用登録希望者の伸びが緩やかであることに伴い、今後3年間の実利用者も微増と見込んでいます。特にまだ利用希望者が少ない要約筆記は中途失聴者や難聴者の利用が中心となるため、対象者への周知に今後も努めていきます。なお、数

値では見込んでいませんが、失語症者向けの意思疎通支援者派遣²⁵も行っています。

(参考) 市の事業における派遣実績

		第4期		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度上半期
手話通訳者派遣 (人)	実績	39	48	23
要約筆記者派遣 (人)	実績	26	35	14

⑦日常生活用具給付等事業

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
日常生活用具給付等事業 (件)	計画	3,120	3,270	3,420	3,272	3,461	3,661
	実績	2,728	2,875	1,595			
介護・訓練支援用具 (移動用リフトなど)	計画	20	20	20	20	20	20
	実績	13	3	12			
自立生活支援用具 (特殊便器など)	計画	28	28	28	28	28	28
	実績	34	26	36			
在宅療養等支援用具 (ネブライザーなど)	計画	32	32	32	32	32	32
	実績	23	23	26			
情報・意思疎通支援用具 (ファックスなど)	計画	32	32	32	32	32	32
	実績	20	39	26			
排せつ管理支援用具 (ストマ用装具など)	計画	3,000	3,150	3,300	3,152	3,341	3,541
	実績	2,635	2,782	1,487			
住宅改修費	計画	8	8	8	8	8	8
	実績	3	2	8			

<第4期計画の見込み・実績>

排せつ管理支援用具(ストマ用装具など)が全体の9割以上を占めており、その他の用具の件数は毎年度増減の変動がありますが、排せつ管理支援用具の増加により、全体

²⁵ 失語症者向けの意思疎通支援者派遣：失語症の人に対して、コミュニケーションをとりやすくするため、養成された支援者(会話パートナー)を派遣し、会話のサポートを行うもの。

の件数も増加しています。

<第5期計画における見込み量>

第4期計画の実績をもとに件数を見込みます。排せつ管理支援用具（ストマ用装具など）については増加を見込み、その他の用具については、年度間での実績に増減があることから、計画上は平成29(2017)年度の見込み量を据え置きとしますが、申請に基づき必要量を給付していきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

		第4期			第5期		
		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度上半期	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
事業数 (回)	計画	36	36	36	36	36	36
	実績	36	36	18			

※上記の他に市独自事業として要約筆記講習会を毎年21回ずつ実施予定

<第4期計画の見込み・実績>

第4期計画では見込みと同様の実績でした。

<第5期計画における見込み量>

第5期も引き続き、同様の回数で見込みます。

⑨移動支援事業

		第4期			第5期		
		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度上半期	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
実施箇所 (力所)	計画	47	50	53	60	63	66
	実績	49	56	58			
利用者数 (人)	計画	165	170	175	193	196	199
	実績	173	193	170			
利用時間数 (時間/月)	計画	2,167	2,232	2,299	2,316	2,352	2,388
	実績	2,213	2,004	2,204			

<第4期計画の見込み・実績>

利用者数は平成 29(2017)年度上半期で 170 人に減少しましたが、平成 28(2016)年度も上半期においては同程度の人数でしたので、下半期で増加するものと見込みます。

利用時間数は過去6年間において、平成 28(2016)年度を除き、利用者数の増とともに増加傾向で推移しています。

<第5期計画における見込み量>

実施箇所については年3事業所の増加、利用者数は実績による伸び率、利用時間数は実績に基づき1人当たり平均12時間で見込みます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

			第4期			第5期		
			平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
地域活動 支援セン ターⅠ型	力所	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2			
	人数 /日	計画	100	110	120			
		実績	74	60	42			
地域活動 支援セン ターⅡ型	力所	計画	—	—	—			
		実績	—	—	—			
	人数 /日	計画	—	—	—			
		実績	—	—	—			
地域活動 支援セン ターⅢ型	力所	計画	—	—	—			
		実績	—	—	—			
	人数 /日	計画	—	—	—			
		実績	—	—	—			

<第4期計画の見込み・実績>

第4期計画の利用実績は、主に相談支援事業を中心にその他事業として機能訓練、普及啓発活動、地域のボランティア育成支援、入浴サービス等の実績となっています。平成 28(2016)年度からは、機能強化事業参加のための送迎利用数を含みません。

<第5期計画における見込み量>

地域活動支援センターの事業実施については市の委託に基づくものとなるため、市の財源負担や管理上の課題等も踏まえ対応する必要があります。

地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型については引き続き2カ所での実施とします。地域活動支援センター機能強化事業は、相談支援事業を主な事業としており、その他の事業についても施設や人員体制等から見ると大きな変化は見込めないと考えられるところから、現時点での支援等対応人数として見込み、今後もサービス内容の充実を図ります。

地域活動支援センターⅡ・Ⅲ型については、現在の社会資源も含めた中でその必要性の検討を行うこととあわせ、今後の方向性の検討を行います。

(2) 任意事業

【サービスの内容】

①日中一時支援事業	身体障がい者、知的障がい者等の人で、介護者（家族）に何らかの理由があり、介護を受けられない場合、日中に施設で一時的に預かり、日帰りでの短期入所サービスを行います。
②社会参加促進事業	障がい者の社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、芸術・文化講座開催等事業、点字・声の広報等発行事業、自動車運転免許取得その他の社会参加事業を実施します。

【第4期計画の見込み・実績と第5期計画における見込み量】

①日中一時支援事業

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
実施箇所 (カ所)	計画	14	14	14	14	15	16
	実績	16	14	14	/		
利用者数 (人)	計画	106	106	106	100	130	160
	実績	104	100	88	/		
利用単位数 (1単位 4時間/月)	計画	549	549	549	400	520	640
	実績	460	381	422	/		

<第4期計画の見込み・実績>

実施箇所は計画見込みと同程度で推移しましたが、利用者数は減少傾向、利用単位数も計画見込みを下回る水準で推移しました。

<第5期計画における見込み量>

利用者数は減少していますが、実際は受け入れができていないニーズがあることから、事業実施における課題等について事業所等と意見交換し、新たな事業所開設も行えるよう事業の見直しを進め、利用者数・利用時間数ともに増加を見込みます。

②社会参加促進事業

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 (回)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	0			
芸術・文化講座開催等事業 (回)	計画	14	14	14			
	実績	12	16	4			
点字・声の広報等発行事業 (回)	計画	28	28	28			
	実績	34	35	14			
自動車運転免許取得 (人)	計画	5	5	5			
	実績	2	3	2			
デイ・水浴 (福祉センター送迎) (人/月)	計画	103	112	118			
	実績	144	125	135			

<第4期計画の見込み・実績>

実績は概ね計画に近いものとなりました。

<第5期計画における見込み量>

各事業とも第4期計画の実績に基づき、第5期計画の数値を見込みました。

第3章 第1期多摩市障がい児福祉計画

第1期多摩市障がい児福祉計画（平成30(2018)～32(2020)年度）に係る国の基本指針においては、障がい児通所支援及び障がい児入所支援、並びに障がい児相談支援の提供体制について、以下の点に配慮して、総合的な障がい児福祉計画を作成することが必要とされており、本計画においても国の指針に基づき施策の推進を図ります。

第1節 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的事項

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。障がい児及びその家族に対し、早い段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず²⁶、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

また、関係機関が連携し、ライフステージに沿った切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ると共に、地域の保育、教育等と協働した支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

1 障がい児支援の提供体制の確保に関する考え方

障がい児とその家族に対して、障害種別・年齢別等のニーズに応じて身近な場所で支援を提供できるよう、事業所等連絡会も活用しながら児童の発達に関わる相談・支援機関との連携を深め、地域における通所支援体制の整備を推進します。

体制の整備にあたっては、早い段階で障害に気づき、健全な育成と支援を進めていくため、庁内の所管課との緊密な連携を図ります。また、保育所や学童クラブ、幼稚園、小学校及び特別支援学校等とも連携を図り、保育所等訪問支援を活用して障がい児通所支援事業所等が育ちの場での支援に協力できる体制を構築し、障がい児の地域社会への参加・包摂を推進します。卒業時においては、就労も含め、卒業後の支援に円滑に引き継がれるよう、教育委員会及び障害福祉サービスを提供する事業所等との連携体制を確保します。

特別な支援が必要な障がい児への支援体制については、協議の場において課題の整理

²⁶ 障害者手帳を取得できない児童であっても、医師の診断書の提出により障がい児支援を利用することができます。

を行い、地域資源の開発や人材育成等も含め、支援体制について検討していきます。

2 障がい児相談支援の提供体制の確保に関する考え方

障がい児本人や家族に対し、障害に気付いた段階から継続的な相談支援を行います。相談支援は関係機関をつなぐ重要な役割を担うため、事業所等連絡会や研修等を実施することでその質の確保と向上を図りながら、支援の提供体制の構築を進めます。

セルフプランにおいてサービス利用計画を立てる場合には、適切な支援が受けられるよう情報提供等を行う等、引き続き市が支援します。



第2節 障がい児支援の提供体制の確保に関する目標

1 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

《国の考え方》

- (1) 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32(2020)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- (2) 各市町村（又は圏域）に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、平成32(2020)年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

本市においては既に児童発達支援センターが1カ所設置されておりますが、保育所等訪問支援の実施等を含めセンターとしての機能を拡充し、地域支援体制の構築を進めていきます。

	平成29(2017)年度 現状値	平成32(2020)年度 目標値
児童発達支援センター	1カ所	1カ所

2 医療的ニーズへの対応

《国の考え方》

- (1) 平成 32(2020)年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- (2) 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30(2018)年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

多摩市においては児童発達支援・放課後等デイサービスとともに重症心身障がい児を対象にした事業所が3カ所ありますが、医療的ケア児のニーズを踏まえ平成 32(2020)年度までにさらに1カ所確保することとして目標値を4カ所にします。

医療的ケア児に関する協議の場については国の指針に従い、平成 30(2018)年度までに1カ所設置します。

なお、医療的ケア児に対して関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成及び配置についてもあわせて検討していきます。

	平成 29(2017)年度 現状値	平成 32(2020)年度 目標値
児童発達支援	3カ所	4カ所
放課後等デイサービス	3カ所	4カ所

	平成 29(2017)年度 現状値	平成 30(2018)年度 目標値
協議の場	0カ所	1カ所

第3節 指定サービスの見込み量等

1 サービス量推計の基本的な考え方

サービス量の推計値の設定においては、基本的にはこれまでの実績に基づき今後の見込み量を推計しています。また、「平成29年度多摩市障がい者生活実態調査」の結果についても参考としています。

近年、手帳を持たない発達障がい児のサービス利用のニーズは高く、今回推計を行った第5期計画期間に定める見込み量を超える利用者ニーズの出現に対しても、財政状況等を踏まえつつ必要なサービス量の確保を図っていく方針です。

2 サービス提供体制確保の方策

サービス提供を行う市内の各事業所においては、人材の確保が課題となっている他、医療的ケア児に対応できる事業所が少ないため、ニーズに沿ったサービス提供が行えるよう、関係機関と協議しながら体制の整備を進めます。サービス量の確保とともに、複数の事業所を利用する障がい児も多くいることから、事業所等連絡会の開催により事業所間の連携体制の構築を支援し、スムーズなサービス提供を行います。

3 児童福祉法に係るサービス²⁷

(1) 相談支援

【サービスの内容】

障害児支援 利用援助	児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が行う支給決定前の「障害児支援利用計画案」の作成及び支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等による「障害児支援利用計画」の作成をします。
継続障害児 支援利用援助	指定障害児相談支援事業者が、一定期間ごとに支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行うことによる「障害児支援利用計画」の見直しをします。

【第4期計画の見込み・実績と第5期計画における見込み量】

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (件/月)	計画	53	64	74	6	7	8
	実績	6	6	6			

<第4期計画の見込み・実績>

障がい児支援の利用者数をもとに数値を見込みましたが、障がい児に対応可能な事業所が限られていることもあり利用実績は、大幅に計画を下回りました。

<第5期計画における見込み量>

上記の理由によりセルフプランの利用が多数であることから、実績に基づき微増で見込みますが、相談支援を必要とする児童に対応できるよう事業実施の拡大に向け、事業所に働きかけを行っていきます。

²⁷ 障害者総合支援法に基づく自立支援給付(居宅介護、短期入所等)及び地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援等)については、障がい児においても利用可能であり、第2章第3節指定サービスの見込み量等において、児童の利用も含めた目標数値を見込んでいます。

(2) 通所支援

【サービスの内容】

①児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象に行われる、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
②医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に行う児童発達支援及び治療を行います。
③放課後等デイサービス	小学校から中学、高校までの学校に通う障がい児を対象に行われる生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
④保育所等訪問支援	児童の発達に関する各種専門職が、児童が集団生活を営む保育所等の施設を定期的に訪問し、障がい児が集団生活に適応するために障がい児本人や保育所等のスタッフに対して支援を行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。



【第4期計画の見込み・実績と第5期計画における見込み量】

①児童発達支援

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	79	89	99	70	80	90
	実績	62	65	59			
サービス量 (日/月)	計画	790	890	990	560	640	720
	実績	573	547	513			

<第4期計画の見込み・実績>

利用者数、サービス量ともほぼ横ばいで、計画見込みを下回りました。

<第5期計画における見込み量>

幼児期より療育を受けていきたいという要望はある一方で、事業所が少ないことから利用につながっていない課題を踏まえ、市が委託して運営をしているひまわり教室の定員数を増やすことを検討し、増加を見込みます。

②医療型児童発達支援

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	5	5	5	2	2	2
	実績	0	2	1			
サービス量 (日/月)	計画	25	25	25	20	20	20
	実績	0	3	11			

<第4期計画の見込み・実績>

医療型児童発達支援の施設が少なく、利用実績は1人～2人でした。

<第5期計画における見込み量>

平成 28(2016)年度は2人の利用がありましたが、対象児童の発達状況や医療的な支援の必要度を考慮し、適切なサービスの利用につなげる必要があります。

第5期計画は平成 29(2017)年度上半期と同水準を見込みます。

③放課後等デイサービス

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	171	201	216	340	380	420
	実績	193	232	291	/		
サービス量 (日/月)	計画	2,006	2,358	2,534	3,298	3,686	4,074
	実績	1,781	2,336	2,921	/		

<第4期計画の見込み・実績>

利用の希望が多く、事業所数も年々増加しているため、利用者数、サービス量とも実績は計画見込みを上回り、大きく増加しています。

<第5期計画における見込み量>

身体障害者手帳・療育手帳所持児以外の発達障がい児の療育環境を整えたいという保護者のニーズは今後もさらに増加が予想され、第5期も第4期の実績の伸びに基づき、引き続き利用者数・サービス量の増加を見込みます。また、国が示す放課後等デイサービスガイドラインを活用し、事業所等連絡会での情報共有や勉強会等を通して各事業所のサービスの質の確保及び向上を図り、サービスを必要とする障がい児に適切な支援が行き届くよう体制を整備します。

④保育所等訪問支援

		第4期			第5期		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度上半期	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
利用者数 (人)	計画	0	0	0	9	18	27
	実績	0	0	0	/		
サービス量 (日/月)	計画	0	0	0	18	36	54
	実績	0	0	0	/		

<第4期計画の見込み・実績>

平成 29(2017)年4月に市内において指定の事業所ができたものの、サービスの提供体制が整っていないため、第4期における利用実績はありませんでした。

<第5期計画における見込み量>

平成 29(2017)年9月現在の利用希望者数と事業所の状況で見込みますが、関係各所に働きかけ支援体制を整備し、また児童の保護者に本サービスの周知を図ることで、必要としている方にサービス提供を実施していきます。

⑤居宅訪問型児童発達支援

		第5期		
		平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
利用者数 (人)	計画	—	—	—
	実績	/		
サービス量 (日/月)	計画	—	—	—
	実績	/		

<第5期計画における見込み量>

平成 30(2018)年4月から新設のサービスであり、指定予定の事業所や利用のニーズについて現時点では見込みが不明瞭なため数値設定を行いませんが、ニーズに対応できるように支援体制の整備及びサービスの周知を図ります。

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の進行状況の管理体制の確立

本計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことのできる進行管理体制を確立することが必要です。

そのため、多摩市地域自立支援協議会や事業所等連絡会を中心として、市内の障がい者団体・事業者及び庁内の関係部署などと連携を図り、具体的に施策の執行・検討、見直しを行う機会を設け、就労やサービスの質の向上を目指し、計画の着実な推進を図ります。

成果目標及び活動指標については、PDCA サイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）のプロセスに基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、本計画の目標値、見込み量等と照らし合わせた上で、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。

【PDCA サイクルについて】

- ① 平成 32(2020)年度までの目標、サービス提供に関する見込み量、その確保方策等を定める（Plan）
 - ② 上記①の方策等を実施する（Do）
 - ③ 定期的に上記①の見込み量等の進捗状況について評価する（Check）
 - ④ 上記③を踏まえ、必要に応じて①の見直しを行う（Action）
- * 見直した後は再度①、②、③、④を繰り返す。

第2節 国、東京都への継続的な要請

個々の障害特性に応じた質の高い障害福祉サービスの提供にあたっては、そのサービスを供給できる体制が整っていなければなりません。特に今般、サービス提供事業者の人材や質の確保が急務となっています。そのためには、報酬体系や十分な研修制度の確立等、見直しを図っていく必要があります。

また、市は、限られた財源の一方で、障害福祉経費をはじめとする扶助費が膨らみ続ける等、厳しい財政状況が続く状況にあります。これらのことは、市単独で解決できるものではありません。

市は、国あるいは東京都と連携し、障害施策を推進するとともに、財源確保のための法制度改革や支援を国や東京都に継続的に要請し、障害に係る制度全般の基本的な枠組みや広域的あるいは専門性の高い事業について、一層の改善の働きかけを行ってまいります。

あとがき

1981年、国連が国際障害者年として障がい者の社会生活の保障・参加のための国際的
努力の推進を目的として「完全参加と平等」をうたい、さまざまな人間が存在する社会こ
そが正常であるとするノーマライゼーションの理念の普及活動を求めてから36年になり
ます。日本も1997年にはじまった社会福祉基礎構造改革で示された、個人が尊厳を持っ
てその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念のもと、個人の選
択の尊重、質の高い福祉サービスの拡充、地域福祉の充実をめざしています。更に、2014
年の障害者権利条約の批准とそれに向けた福祉関連法案の改正、障害者差別解消法の施行
により、障がい者福祉の充実に向けて新しい時代の幕が開きました。

このようななか、2017年5月にはじまった多摩市障がい者基本計画等策定市民委員
会は8回にわたる討論を経て、「多摩市障がい者基本計画」「第5期多摩市障害福祉計画・
第1期多摩市障がい児福祉計画」をまとめました。

今回、これらの福祉計画を策定するにあたり、初めてのことがいくつかあります。1
つめは、障がい者基本計画に基本理念とそれを実現するための3つの基本方針を明記し
たこと、2つめは、障がい当事者で組織された権利擁護専門部会の意見を汲み入れるな
ど当事者の方の意見が反映するように配慮したこと、3つめは、障がい者基本計画の取
り組みの方向性に担当課を追加し進行管理を行いやすくしたことです。

基本理念と基本方針は、今後6年間の多摩市の福祉施策の方向性を示すものであり、
「社会モデル」に基づいて、障がい児者の人権が尊重され、地域のなかで、共に支え合
って自立した生活が送れるような共生社会を目指すことがうたわれています。市民委員
会においてさまざまな意見を集約する形でまとめられた宣言であり、多摩市の福祉に対
する強い姿勢を示したものといえましょう。

今回のこの福祉施策は、たとえば、多摩丸が航海する方向を示した海図といえるも
のです。多摩丸が6年後にどこの港に入港するか、それは、船長や乗組員の航海術にか
かっているといえましょう。船の操舵、つまり、具体的な実施案に関わる乗組員は、行
政関係者だけでなく多摩市に住む障がい児者やそのご家族も含めた全多摩市民です。多
摩市の障がい児者福祉の理念、基本方針を達成するため、今後は、地域性をふまえ、お
互いに支え合う共生社会を創る具体策の検討と実行が最も重要になるのではないでし
ょうか。そのためには、市民と行政が絶えず実行可能な具体案を検討し、計画を振り返り、
修正しながら航海することが求められていると思います。

最後に、多摩市地域自立支援協議会、権利擁護専門部会、事業所等連絡会の皆さん、
そして、市民委員会委員、障害福祉課の担当者の皆さん、更には、コメントを寄せてく
ださった市民の皆さんの熱意と努力に心より謝意を表します。

多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会委員長 矢島卓郎

資料編

1 障がい者施策のあゆみ

(1) 国の障害者計画策定の経緯

年	主な出来事	関連する内容
昭和 54 (1979)	国連、昭和 56(1981)年を国際障害者年にすることを決議	<ul style="list-style-type: none"> • 同時に「国際障害者年行動計画」採択 • 加盟国に「国内長期行動計画」の策定を要請
昭和 55 (1980)	政府（総理府）に「国際障害者年推進本部」設置	
昭和 57 (1982)	国際障害者年推進本部「障害者対策に関する長期計画」（昭和 58(1983)～平成 4(1992)年度）策定	<ul style="list-style-type: none"> • 国連の要請に応えたもので、わが国最初の障害者計画 • 国連、年末に国連・障害者の 10 年(昭和 58(1983)～平成 4(1992)年)を宣言 同時に「障害者に関する世界行動計画」採択
平成 5 (1993)	障害者対策推進本部（昭和 57(1982)年に国際障害者年推進本部から改組）「障害者施策に関する新長期計画」（平成 5(1993)～14(2002)年度）策定	<ul style="list-style-type: none"> • 『障害者基本法』成立。国に「障害者基本計画」の策定を義務づけ • 同法で新長期計画を「障害者基本計画」とみなすことを規定 • 国連「障害者の機会均等化に関する標準規則」採択
平成 7 (1995)	障害者対策推進本部「障害者プラン～ノーマライゼーション7ヵ年戦略～」(平成 8(1996)～14(2002)年度)策定	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 5(1993)年の「障害者施策に関する新長期計画」の具体化を図るための重点実施計画。特色は次のとおり。 ① 数値目標設定等、施策の具体的目標を盛り込み、障がい者施策の強力な推進を図る ② 保健福祉分野にとどまらず、関係省庁が連携して施策を効果的に推進
平成 14 (2002)	閣議決定「障害者基本計画」、障害者施策推進本部「重点施策実施 5 ヵ年計画（新障害者プラン）」策定	<ul style="list-style-type: none"> • 国民だれもが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現を理念とし、前期 5 年間の重点施策と達成目標を掲げた
平成 19 (2007)	障害者施策推進本部「重点施策実施 5 ヵ年計画」（平成 20(2008)～24(2012)年度）策定	<ul style="list-style-type: none"> • 自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に真に寄与するようにするため、後期 5 年間における 120 の施策項目並びに 57 の数値目標及びその達成期間等を定めた
平成 25 (2013)	閣議決定「障害者基本計画」（第三次）策定	<ul style="list-style-type: none"> • 障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を掲げ、障害者基本法改正や障害者差別解消法を踏まえた見直しのほか、計画期間を従来の 10 年から 5 年とした

(2) 東京都の障がい者施策の動向

年	主な出来事	内容等
平成3 (1991)	東京都地域福祉推進計画の策定	福祉をはじめとする関係施策の統合
平成9 (1997)	東京都地域福祉推進計画の改定 (計画年度は平成8(1996)年度から平成17(2005)年度)	ノーマライゼーションの実現に向け、障がい者の自立と社会参加を支援するための支援策を提示
平成11 (1999)	福祉改革ビジョンの策定	介護保険制度を踏まえた今後の福祉施策の体系を明確化
平成12 (2000)	東京都福祉改革推進プランの策定(計画年度は平成8(1996)年度から平成12(2000)年度) 心身障害者入所施設緊急整備3ヵ年計画の策定	利用者本位の新しい福祉の展開を目指す在宅サービスの充実計画 障害者ケアマネジメント体制整備事業の推進
平成14 (2002)	TOKYO福祉改革STEP2の策定	東京都福祉改革推進プランの発展 生活寮や重度身体障害者グループホームの本格実施
平成15 (2003)	障害者地域生活支援3ヵ年プランの策定	サービス基盤の整備、選択を支える仕組みづくりの推進
平成16 (2004)	東京都保健医療計画等に基づく精神障害者の社会復帰の拡大	東京都内5,000人の退院促進の推進
平成17 (2005)	第4期東京都障害者施策推進協議会から「中間のまとめ」の提言	障害者の自立生活を支援するサービス基盤の整備と福祉的就労から一般就労への計画整備等
平成19 (2007)	東京都障害者計画・東京都障害福祉計画の策定	地域生活への移行、地域生活を支える基盤の整備、一般就労への移行促進
平成20 (2008)	東京都障害者就労支援協議会「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」策定	10年間で障害者の3万人雇用増を目指す
平成21 (2009)	第2期東京都障害福祉計画の策定	地域生活を支える基盤整備の推進、施設や病院から地域生活への移行の仕組みづくり、企業と連携した一般就労移行の推進、障害特性に応じたきめ細かな対応
平成24 (2012)	東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画の策定	地域生活を支える基盤の整備、地域生活への移行を促進、一般就労への移行を支援、多様な障害特性に応じた相談支援体制や医療支援体制等の整備・充実
平成27 (2015)	東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画の策定	地域生活基盤と相談支援体制の整備、障害特性や成長段階に応じた適切な支援、企業等への一般就労と職場定着を支援、心のバリアフリーを含めたバリアフリー社会の実現、サービスの質の向上、人材の養成・確保

(3) 多摩市の障がい者施策の動向

年	主な出来事	内容等
平成 6 (1994)	多摩市健康福祉推進プランの策定(計画期間は平成 6(1994)年度から平成 12(2000)年度)	高齢者保健福祉計画、障がい者、児童、保健・医療などを対象とした地域福祉計画
平成 13 (2001)	第 2 次多摩市健康福祉推進プランの策定(計画期間は平成 13(2001)年度から平成 22(2010)年度)	第四次多摩市総合計画のアクションプランとして策定。高齢者保健福祉計画、障がい者基本計画、児童福祉計画、保健・医療計画、生活援護計画からなる地域福祉計画
平成 18 (2006)	第 2 次多摩市健康福祉推進プランの改定	高齢者保健福祉計画、障がい者基本計画、保健・医療計画、生活援護計画の改定
平成 19 (2007)	第 1 期多摩市障害福祉計画の策定	障害福祉計画の策定
平成 21 (2009)	第 2 期多摩市障害福祉計画の策定	障害福祉計画の改定
平成 24 (2012)	多摩市障がい者基本計画及び第 3 期多摩市障害福祉計画の策定	障がい者基本計画、障害福祉計画の改定
平成 27 (2015)	第 4 期多摩市障害福祉計画の策定	障害福祉計画の改定

2 計画策定までの経緯等

(1) 多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会

回数	年月日	主な内容
第1回	平成 29(2017)年 5月30日	○計画策定の概要について説明
第2回	7月25日	○多摩市障がい者基本計画素案(案)について協議 ○多摩市障がい者生活実態調査の実施について報告
第3回	8月22日	○多摩市障がい者基本計画素案(案)について協議
第4回	9月19日	○多摩市障がい者基本計画素案、多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画素案(案)について協議
第5回	10月17日	○多摩市障がい者基本計画素案、多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画素案(案)について協議
第6回	11月21日	○多摩市障がい者基本計画素案、多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画素案(案)について協議
第7回	平成 30(2018)年 1月30日	○パブリックコメントの結果について報告 ○多摩市障がい者基本計画原案(案)、多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画原案(案)について協議 ○概要版・わかりやすい版について協議
第8回	3月27日	○多摩市障がい者基本計画、多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画について報告

(2) 多摩市障がい者基本計画等策定委員会

回数	年月日	主な内容
第1回	平成 29(2017)年 6月23日	○計画策定の概要について説明 ○多摩市障がい者生活実態調査の実施について報告 ○多摩市障がい者基本計画素案(案)について協議
第2回	8月4日	○多摩市障がい者基本計画素案(案)、多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画素案(案)について協議
第3回	11月6日	○多摩市障がい者基本計画素案(案)、多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画素案(案)について協議
第4回	平成 30(2018)年 1月25日	○パブリックコメントの結果について報告 ○多摩市障がい者基本計画原案(案)、多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画原案(案)について協議

(3) パブリックコメントの実施

年月日	主な内容
平成 29(2017)年 12月8日～ 平成 30(2018)年 1月4日	提出者：4人(方法別内訳：障害福祉課へ持参1人、意見投函箱1人、電子申請2人) 意見：20件 意見及び意見に対する市の考え方は、多摩市公式ホームページに掲載しています。

3 多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会設置要綱

多摩市告示第307号

多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成29年5月11日

多摩市長 阿部裕行

多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市障がい者基本計画、多摩市障害福祉計画及び多摩市障がい児福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、市民等の意見を反映させるため、多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、及び協議し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 多摩市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱（平成29年多摩市告示第306号）に基づき多摩市障がい者基本計画等策定委員会が作成した計画の案に関する事。
- (2) その他計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)19人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 次のいずれかに該当する者 18人以内
 - ア 多摩市地域自立支援協議会設置要綱（平成23年多摩市告示第211号）第1条の規定により設置する多摩市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の委員又は同要綱第8条第1項の規定により置かれる専門部に属する者
 - イ 障害福祉サービスを行う事業所等が情報共有、課題検討等を目的として構成する連絡会（以下「事業所等連絡会」という。）に属する者
 - ウ その他障がい者団体に属する者

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

3 委員会の会議は、原則として公開する。

4 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(意見聴取)

第7条 委員会は、計画に係る専門的事項の検討に当たっては、協議会及び事業所等連絡会に意見を聴くものとする。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

4 多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会委員名簿

	氏名	所属	備考
1	市川 香織	社会福祉法人日本心身障害児協会島田療育センター	
2	井上 英子	東京都南多摩保健所	
3	岩橋 誠治	たこの木クラブ	
4	植草 久子	東京都立多摩桜の丘学園	
5	岡崎 和子	社会福祉法人時の会	
6	折笠 富子	自立ステーションつばさ	
7	勝手 春幸	NPO 法人多摩市障害者福祉協会	
8	金井 誠	自立ステーションつばさ	
9	北山 文子	NPO 法人障害者自立支援センター多摩	副委員長
10	木村 英子	多摩市在宅障害者の保障を考える会	
11	清水 美代	社会福祉法人正夢の会	
12	瀬尾 敏也	多摩市視覚障がい者福祉協会	
13	田川 越士	社会福祉法人多摩市社会福祉協議会	
14	藤吉 さおり	自立ステーションつばさ	副委員長
15	堀江 太郎	社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会桜ヶ丘記念病院	
16	松岡 都	多摩草むらの会	
17	森田 淳嗣	社会福祉法人啓光福祉会	
18	矢島 卓郎	目白大学	委員長
19	山崎 誠	多摩市聴覚障害者協会	

委嘱期間 平成 29 年 5 月 30 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

5 多摩市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱

多摩市告示第306号

多摩市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成29年5月11日

多摩市長 阿部裕行

多摩市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市障がい者基本計画、多摩市障害福祉計画及び多摩市障がい児福祉計画の案（以下「計画案」という。）を検討するため、多摩市障がい者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案の作成に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し多摩市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

企画政策部企画課長 総務部防災安全課長 市民経済部経済観光課長 くらしと文化部平和・人権課長 子ども青少年部児童青少年課長 子ども青少年部次世代育成政策担当課長 健康福祉部福祉総務課長 健康福祉部生活福祉課長 健康福祉部健康推進課長 健康福祉部高齢支援課長 健康福祉部介護保険課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部発達支援担当課長 健康福祉部健幸まちづくり推進室長 都市整備部都市計画課長 都市整備部住宅担当課長 都市整備部交通対策担当課長 教育部教育指導課長 教育センター長
--

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は健康福祉部障害福祉課長をもって充て、副委員長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

6 多摩市障がい者基本計画等策定委員会委員名簿

	氏名	区分	備考
1	松本 一宏	健康福祉部障害福祉課長	委員長
2	本多 剛史	企画政策部企画課長	
3	城所 学	総務部防災安全課長	
4	宮崎 武	市民経済部経済観光課長	
5	山本 保代	くらしと文化部平和・人権課長	
6	鈴木 隆史	子ども青少年部児童青少年課長	
7	松崎 亜来子	子ども青少年部次世代育成政策担当課長	
8	萩原 利明	健康福祉部福祉総務課長	副委員長
9	古川 美賀	健康福祉部生活福祉課長	
10	伊野 元康	健康福祉部健康推進課長	
11	伊藤 和子	健康福祉部高齢支援課長	
12	廣瀬 友美	健康福祉部介護保険課長	
13	田中 久夫	健康福祉部発達支援担当課長兼教育部教育センター長	
14	伊藤 重夫	健康福祉部健幸まちづくり推進室長	
15	村田 正実	都市整備部都市計画課長事務取扱	
16	榎本 憲志郎	都市整備部住宅担当課長	
17	渡邊 淳二	都市整備部交通対策担当課長	
18	山本 武	教育部教育指導課長	

印刷物番号 29-55

多摩市障がい者基本計画

(平成 30(2018)~35(2023)年度)

第5期多摩市障害福祉計画・第1期多摩市障がい児福祉計画

(平成 30(2018)~32(2020)年度)

平成 30 (2018) 年3月発行

編集・発行/東京都多摩市健康福祉部障害福祉課

〒206-8666

東京都多摩市関戸六丁目12番地1

TEL 042 (338) 6847 (直通)

頒布価格 350 円



健幸都市・多摩